

平成 29 年 第 3 回 東彼杵町議会定例会会議録

平成 29 年第 3 回東彼杵町議会定例会は、平成 29 年 9 月 12 日日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

| | | | |
|------|---------|------|---------|
| 1 番 | 堀 進一郎 君 | 2 番 | 吉永 秀俊 君 |
| 3 番 | 岡田伊一郎 君 | 4 番 | 前田 修一 君 |
| 5 番 | 口木 俊二 君 | 6 番 | 立山 裕次 君 |
| 7 番 | 浪瀬 真吾 君 | 8 番 | 森 敏則 君 |
| 9 番 | 大石 俊郎 君 | 10 番 | 橋村 孝彦 君 |
| 11 番 | 後城 一雄 君 | | |

2 欠席議員は次のとおりである。

3 地方自治法第 121 条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

| | | | |
|---------|------------|---------|----------|
| 町 長 | 渡邊 悟 君 | 教 育 長 | 加瀬川哲文 君 |
| 副 町 長 | (不 在) | 建 設 課 長 | 山口 大二郎 君 |
| 総 務 課 長 | 森 隆志 君 | 健康ほけん課長 | 深草 孝俊 君 |
| 農林水産課長 | 岡田 半二郎 君 | 町 民 課 長 | 構 浩光 君 |
| 農 委 局 長 | (岡田 半二郎 君) | 財政管財課長 | 三根 貞彦 君 |
| 水 道 課 長 | 峯 広美 君 | まちづくり課長 | 松山 昭 君 |
| 教 育 次 長 | 岡木 徳人 君 | 税 務 課 長 | 高月 淳一郎 君 |
| 会 計 課 長 | 下野 慶計 君 | | |

4 書記は次のとおりである。

| | | | |
|--------|---------|-----|---------|
| 議会事務局長 | 有川 寿史 君 | 書 記 | 辻 由美子 君 |
|--------|---------|-----|---------|

5 議事日程は次のとおりである。

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 一般質問

6 閉 会

開 会（午前9時40分）

○議長（後城一雄君）

皆さま、おはようございます。ただいまの出席議員数は11名です。定足数に達しておりますので、これより平成29年第3回東彼杵町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

これから諸般の報告をします。始めに議長報告ですが、皆さんのお手元に配布しておりますので、朗読は省略します。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月現金出納検査の結果報告書がお手元に配りましたとおり提出されておりますが、朗読は省略いたします。

次に、議員派遣結果報告書が、立山議員から県下議員研修報告書、吉永議員から委員長研修報告書がそれぞれ提出されておりますが、提出者の報告は省略し、配布のみとします。

次に、総務厚生常任委員会所管事務調査報告書の報告をお願いいたします。総務厚生常任委員長、吉永君。

○総務厚生常任委員長（吉永秀俊君）

それでは委員会調査報告書を朗読いたします。

本委員会において、所管であるまちづくり課に関する調査を実施したので、会議規則第76条の規定により、次のとおり報告いたします。

記

1 調査事件

- ①ふるさと交流センターの現状について
- ②お試し住宅建設の契約及び現状について

2 調査年月日

平成29年7月20日、7月27日

3 調査の内容

①ふるさと交流センターの現状について

7月20日、松山まちづくり課長、ふるさと交流センター事務局職員飯塚氏の出席を求め、平成29年度の事業計画や今後の予定事業についての説明を受けた。

今年度は昨年9月、東彼杵町観光協会から引き継いだ事業の他に、インバウンドツアー「将軍トレイル」（参加数130名）、エミフク関連事業、「東そのぎうまかもんフェスタ」・グリーンティーズツアー、おみやげ品開発などが計画されている。

ふるさと交流センターにおいては、地域協力隊員であった飯塚氏のこれまでの経験、知識、ノウハウを十分活用され、収入予算（901万8000円）の大半を町補助金（748万1000円）が占める補助金依存体質からの脱却を目指し、なるべく早期の自立、独立採算ができる体制づくりのための支援、協力が望まれる。

②お試し住宅の建設契約及び現状について

7月20日、7月27日、松山まちづくり課長、前平係長、三根財政管財課長、高月税務課長の

出席を求め、整備設計起工伺から工事完了までの一連の経緯についての説明を受けた。

その後、お試し住宅の現地調査、施工状況、備品の確認などを行い、当面は予約で埋まっているとのことであった。

昨年9月の定例会で補正予算として可決されたお試し住宅建設事業は、10月21日に整備設計起工伺いが決済され、11月24日に文吾堂と整備設計業務委託の随意契約が交わされた。

1月31日に2社（8社は辞退）による入札が行われ、プラザハウスが落札し、2月6日に整備工事請負契約が交わされた。

しかし、プラザハウスからの指摘で、実施設計の欠落と文吾堂が長崎県の無登録の業者であったため、2月14日に改めて株式会社E・アーキテクトと随意契約による実施設計業務契約を交わし、これを元に整備工事が開始され、3月29日の変更契約を経て、3月31日に工事が完了している。

これら一連の工事進捗の流れから、以下のような問題点が指摘された。

- (1) 9月定例会の説明では、一流の田舎を目指す茅葺屋根の事業申請であり、しかも年度末完成の制約が課せられた国補助事業であったが、なぜ起工伺いとその決済が1か月以上も経った10月21日になったのか。
- (2) 古民家再生という特殊な事業であったといえども、整備設計業務（基本設計）をなぜ十分な事前調査をしないで公共事業を請負う資格がない業者である文吾堂と随意契約（173万5560円）で行ったのか。
- (3) 整備設計（基本設計）で入札後、落札業者からの提言によって請負契約の当日に実施設計の起工伺いが決済され、株式会社E・アーキテクトと随意契約による実施設計業務契約（93万3120円）が交わされたのか。
- (4) 工事完了2日前の3月29日に変更契約（292万6800円の増額）が交わされ、総額2179万4400円の事業費で完成している。

職員の説明では、出来高実績の変更で建築物件ではよくあるとのことだが、どこで、誰が業者からの説明を受け、承認したのか。

以上の問題点は、事業の出発点である整備設計（基本設計）の起工伺いが10月21日と遅くなり、このことが原因で、指名業者10社の内8社が辞退したり、通常では整備設計（基本設計）から実施設計を作成し、入札となるが、今回は、入札後に業者の提言で実施設計業務契約がなされたり、更には、工事完了2日前に変更契約をするなど、その後の一連の業務が非常に厳しい日程になったものと思われる。

このような事態を招いたのは、担当職員の建設業務に対する認識不足と思われるが、これを看過した町長の管理・監督責任は更に重大であると言わざるを得ない。

本町の労働環境は、一部の課において事務・現場把握など限られた職員数で休暇もほとんど取得できない状況であるが、今後は仕事の量や優先順位を十分考慮し、計画性をもって職務遂行に当たることが強く望まれる。以上です。

○議長（後城一雄君）

以上で、総務厚生常任委員会の報告を終わります。

次に、産業建設文教常任委員会所管事務調査報告書の報告をお願いいたします。産業建設文教常任委員長、浪瀬君。

○産業建設文教常任委員長（浪瀬真吾君）

委員会調査報告書。本委員会に付託された調査事件について、調査結果を下記のとおり会議規則第76条の規定により報告します。

記

1 調査年月日

平成29年6月30日

2 調査事件

東彼杵郡町村会肉牛共励会視察による価格等の動向調査

3 場所

佐世保食肉センター株式会社（佐世保市）

4 調査結果

第25回東彼杵郡町村会主催肉牛共励会が、6月30日佐世保市干尽町の佐世保食肉センター株式会社で開催され、産業建設文教常任委員会として枝肉価格等の動向調査を行いました。郡内から丹精込められ飼育された肥育牛が東彼杵町より15頭、川棚町より15頭、波佐見町より10頭、計40頭が出品されていました。郡平均導入体重280kg（東彼杵272kg）、飼育平均日数628日（東彼杵631日）、生後平均月齢29.4か月（東彼杵29.3か月）で、出荷平均体重795.5kg（東彼杵801kg）、枝肉平均重量525.7kg（東彼杵532.2kg）、BMS平均No.7.5（東彼杵7.3）、枝肉平均単価2504円（東彼杵2527円）、上物率87.5%（東彼杵93.3%）、一頭当たり平均販売価格131万7598円（東彼杵134万2218円）で取引されました。

この中で、褒賞においては惜しくも団体賞に入らなかったものの東彼杵町よりトップの金賞に宮田孝征氏の枝肉が選ばれました。

肥育経営においては、口蹄疫に端を発した繁殖牛の減少に伴う子牛導入価格の高騰、円安による飼料価格の高騰、更にはEPAや二国間交渉FTAなどの行方によっては取り巻く環境は厳しいものが予想されています。今後、行政・JA・生産者が一体となり更なる銘柄確立を図るとともに、国内だけでなく攻めの農業として海外に向けたJapanese和牛としての輸出拡大にも取り組んで行くことが望まれます。

なお、懇親会においては、部会員皆様方からいろいろな話を聞くことができ、委員会としても大変参考になりました。

○議長（後城一雄君）

以上で、産業建設文教常任委員会の報告を終わります。

次に、陳情第4号「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情書は配布のみとします。

これで諸般の報告を終わります。

次に、町長の行政報告をお願いします。町長。

○町長（渡邊悟君）

おはようございます。今日は第3回の定例会ということで、議員の皆様お揃い、ご出席をいただきましてありがとうございます。

それでは、お手元の行政報告の基づきまして説明をいたします。

まず、7月5日ですけれども、例年、これは国政の方に中央陳情ということでいろんな諸課題、これは8町の課題も含めまして中央陳情を行っております。これは総務省、国交省、厚生省、農林水産省などに陳情を行っております。また、県選出の国会議員の全部で4名の方に陳情等を行っております。

それから7月27日、中国駐長崎総領事（劉亜明氏）が来庁されております。これは東彼杵町も二十数年前から、三十年になりますかね、中国と交流をしております。毎年町の方もお茶ができたらお届けをしております。そういう交流で今回表敬訪問ということで、総領事がお替わりになりましてお出でになっております。

それから裏面の方になりますけれども、8月1日が光ブロードバンドサービス開設セレモニーということで、NTT西日本が主体的にやるわけでございます。おかげさまで、ブロードバンドの光の線ですけれども、これが長崎県で一番になりました。加入率はまだまだ30かいくらかですけれども、整備率は100%ということで長崎県でトップになっております。幼稚園の子どもたちに来ていただきまして開設セレモニーを行っております。

それから、同じく㈱シャルレ社長来庁と書いております。これはお茶の2番茶、3番茶というのは、どちらかと言いますと、廃棄ではありませんけれどもドリンク向けに販売等をされていたわけですが、出荷をされておりましたが、まるごと発酵茶ということでびわの葉とお茶の葉をコラボしたお茶を製造されております。そういうことで売上がかなり上がりまして、昨年の売上実績が20万箱売れまして約6億ぐらいの販売ということで聞いております。そういう関係もございまして社長が東彼杵町にお出でいただきまして、地域の活性化あるいは産業の振興ということで感謝状を差し上げております。

8月10日、過疎法の適用外小規模町村への支援拡充の取組みに係る意見交換会ですが、これは過疎法ということで優遇があるわけですが、東彼杵町は昭和35年ぐらいから人口は減っておりますけれども、自治省あるいは総務省が言う人口減少の率に該当しません。すべて東彼杵町が避けたような制度になっておりまして、なかなか過疎の適用になっておりません。そこで、過疎の町に適用しない町の40団体ぐらいで組織しまして、準過疎を作ってくれと要望に行っております。なかなか厳しいですけれども、持続して続けていこうと考えております。

8月24日、諫早商業高等学校の商業クラブというのが、そのぎ茶を使ったお茶をヤバイ茶ということで、学生さんらしいお茶の名前を付けていただきまして、東彼杵町の生産者と諫早商業高校の生徒がコラボしてお茶を作っております。それがいろんな好評になっているものですから、先生と生徒が東彼杵町にお出でになりまして、賞をもらったりとかいろんなことをしていますということでお出でになっています。

8月28日、県町村会スタディミーティングと書いておりますが、大村湾対策でございます。特に私が知っているのは、下川橋から役場の横付近の彼杵川の7月ぐらいの河川の実態というのは、貧酸素水塊ということで、大村湾の海底の方が酸素不足になっております。したがって、海底に住みます例えば黒鯛とか、あるいは鱸の子どもですけれどもセイゴとかいますけれども、このぐらいの大きい魚が白くなって役場の横付近まで遡上をしております。そういうことで貧酸素水塊、私が生まれた頃からこういう現象があるわけですが、本当に抜本的な対策を国の方にも、今度10月に参りますけれども、これは国も政党ではなくて超党派で大村湾をなんとかして欲しいというこ

とで要望に行こうかと考えております。

9月1日、町地域公共交通会議ということで聞きなれない会議ですけども、これは町バスを運営するために同業者の方、例えばバス会社、JRとかあるいはタクシー会社。それが町内に限らず大村市、嬉野市、川棚町に関連します。もちろん西肥バスは佐世保ですけども、こういう方も入れながら、例えば今回提案したのが、今バスがJAの川棚支店までバスセンターから行っておりますけども、これをJA川棚支店から新鮮市場、川棚のガソリンスタンドがありますけど、ここら辺まで路線の延伸をできないかということで議題として上げております。そうしますと、もちろん川棚国立病院辺りの前でも停まりますし、新鮮市場に停まりますと川棚高校もすぐでございますので、子どもたちもあるいは買い物とか非常に利便性が高いということで提案いたしましたけど、川棚町あるいは佐世保市の西肥バスから強い抵抗がありまして、残念ながら合意に至りませんでした。

したがって、提案をいたしまして、試行的に赤字になる、もちろん路線を延長したために、例えば川棚のタクシー業界とかバス会社に影響が出ると、損失が出るという話なんです。いくらかは出ると思うんですけども、大きくはですね。意見が出ておりましたけども、川棚の人が川棚の国病前から川棚高校までうちの町営バスを使うというのは、まずあんまりないかと思えます。ないとは言えませんが、いくらか影響はあるのかなと。そうならば試行的にできないんでしょうかと言っても、それはできませんということで。そういうことはできませんけどもコンパクトにもう少し、例えば西肥バスと東彼杵町と、あるいはタクシー会社と東彼杵町ということで、コンパクトに会議を詰めながら一致点辺りを探せばどうでしょうかということで話があって閉会になっております。そういうコンパクトな会議をしながら、丁寧な説明をしながら、町営バスを、大村も本来ならばつばきやというスーパーがございますが、ここまで延伸をしたい、あるいは川棚高校までというのが町民の方も希望でございます。また、JA長崎県央からも今回新鮮市場をオープンしたのでここまで延伸してくれないかと要望書も上がっておりますのでお願いしました。しかし、交通会議に来られる方は町長が任命をしなければなりません。そういう任命をした委員さんの合意によってしかできないとなっております。非常に厳しいことですけども、そういうシステムとなっております。残念ながら今のところまだ進んでおりません。

9月4日、アリメント(株)表敬訪問と書いておりますけども、これは先ほど申しました株式会社シャルレの、実際作っておられる裏方の、いわゆる黒子的な製造会社です。表には出ませんが、ここも一生懸命頑張っておりますので表敬訪問に行っております。これは山梨県の南部町という所がありまして、非常に衛生的で、まるごと発酵茶の細長いケースに入っておりますけども、素晴らしい衛生工場でそのぎ茶が製造されているのを見て、今後もう少し販売高が上がれば良いと考えております。

9月8日でございます。第71回全国茶品評会審査会結果発表ということで、本当に悲願ございましたそのぎ茶が、おかげさまで日本一になることができました。これまでそのぎ茶振興協会を作ってちょうど今年が30年ですけども、30年の節目に日本一になれたというのは町民皆さんも誇りにもっていただければいいかなと思っております。農家の方が、尾上和彦さんという方が日本で1等でございます。1等の中は8席でございます。その内5名が東彼杵町の方が受賞をされております。そして2等というのが12席でございます。その内4名の方が受賞されております。そして3等が20席ございまして、20席の内8名が受賞ということです。そして東彼杵町が団体優勝、産地

賞ということでダブル受賞ということで、名実ともに日本一ということで看板を堂々と掲げて良いのではないかと考えております。非常に誇らしいこととなっております。

以上でございます。今回、定例会で予定しております議案は15件、そして報告が1件、16件を上程をいたしております。慎重ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（後城一雄君）

以上で町長の行政報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（後城一雄君）

これから議事に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、5番議員、口木俊二君、6番議員、立山裕次君を指名します。

日程第2 会期の決定について

○議長（後城一雄君）

日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日から9月25までの14日間にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から9月25日までの14日間に決定をいたします。

日程第3 一般質問

○議長（後城一雄君）

日程第3、一般質問を行います。

質問形式は、一問一答方式。質問時間は執行部答弁を含めて60分以内。制限時間の2分前には告知ベルを鳴らします。なお、質問、答弁とも簡潔明解をお願いいたします。順番に発言を許します。始めに9番議員、大石俊郎君の発言を許します。9番議員、大石俊郎君。

○9番（大石俊郎君）

おはようございます。まず始めに、九州北部豪雨災害から2か月が経ちました。亡くなられた37名の方々に哀悼の意を申し上げたいと思います。また、被災されました多くの方々に心からお見舞い申し上げます。一日も早い復興を願っております。

それでは、今回通告しておりました2点について質問をいたします。

まず最初に、6月の議会定例会等におけるまちづくり支援交付金等補助金に関する町長の答弁に

ついてでございます。

1 点目、平成 27 年度のハード事業の中で、赤木の棚田と自然を守る会の事業において倉庫改修工事への補助金約 38 万円の返還は考えていない。また、そこに住んでいる方は駄目だけど、まちづくりしようと家を借りた方などは、言葉にはしていないが運用的に認めていると答弁されながら、またこうも言っておられました、綿密に言えば違反になり、マズカッタとこのような答弁をしておられました。

町の規則に違反しているこの件に関して、補助金の返還を考えておられるのか、考えておられないのか。明確な答弁を求めます。

2 点目、平成 27 年度及び 28 年度のコミュニティ活性化支援事業（七夕まつり）についてですが、射的コーナーなどの売上金や協賛金が収支精算書の収入の部に計上されていなかった件について伺います。それらの収入は特別会計に入れてあったということですが、6 月の定例会での答弁では、特別会計の存在を先ほど知り、調査を行いましたと言っておられました。調査の結果、補助金を受けて実施された七夕まつり事業の特別会計の存在を事後承諾として、また別会計として認められたのか。その点について伺います。

次の質問です。お試し住宅建設に伴う契約の経過等について、この件については、先ほど総務厚生常任委員長から問題点指摘の報告がありました。それらも含めて町長の見解を伺います。

1 点目、今回の基本設計（整備設計）についての契約は、通常であれば平成 28 年度指名願いが町当局に提出された業者の中から選定されるべきものであると理解をしております。

今回、基本設計を随意契約された業者の方は、県に登録されていない業者であります。そのような業者が、なぜ随意契約に至ったのか考えられないことでもあります。町長の説明を求めます。

2 点目、契約は実施設計が完了した後、指名された業者への縦覧手続きへと進み、その後業者への入札に移行していくものと理解しております。

今回は、実施設計が完了する前に業者への入札が行われております。基本設計すなわちデザイン設計だけで入札が行われていたこととなります。業者は縦覧設計を元に入札金額を算出するわけがあります。入札金額算定の根拠となるべき縦覧設計がない状態での入札が行われたこと、極めて不可解なことであると思っております。

このような不可解な契約に至ったのはなぜなのか。町長の説明を求めます。

3 点目、お試し住宅建設の工期完了は平成 29 年 3 月 31 日（金）までとなっております。その直前の 3 月 29 日（水）に施工業者と変更契約（増額約 292 万円）を締結しておられます。工期終了 2 日前であり、工事の内容及び量から見て、きわめて不自然さを感じます。この押し迫った時期になぜこのような変更契約をされたのか。町長の説明を求めます。登壇での質問は以上でございます。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

それでは大石議員の質問に対してお答えいたします。

まず、1 点目の 6 月議会定例会等におけるまちづくり支援交付金等補助金に関する町長の答弁についてでございますが、これは特別委員会ということで審議をされて終了しております。そういう

ことでこれは同じことの繰り返しでございますので、自然消滅で終わったと思います。そういうことで今回は答弁をいたしません。

次、2点目のお試し住宅建設に伴う契約の経過等についてでございます。これにつきましては、1点目については非常に誤解があるようでございます。先ほど委員長報告等もございましたけど、本当に理解していただけないのが残念な気持ちが多くあります。確かに、指摘があつていとおり登録をされていなかったというのは事実でございます。これはそういう古民家再生という時には、非常にアイデアとかデザイン性とかあります。これは県の指名願いとかがこういうものにかかわらず、町長が任意で指名することができます。執行権の範疇でございます。誰でも良いということですが、極端に言えば、例えば、そうなりますと町内の大工さんなんかは一切仕事はさせられません。それは、何百万円以上は登録をして指名願いを出さなければならないという規定がございます。建設工事執行規則がありますけど、そういう類ではないと私も認識をいたしております。そういうことで、1社も随意契約ができないかという職員から決裁が上がりました。では、その業者の人は実績があるのかということで私は確認をいたしております。実績はありました。例えば、ソリッソリッソあたりも改修をされておりますし、非常に古民家再生というのはアイデアがいりますので、一般の大工店では非常に厳しいところがございます、設計がですね。県の登録の業者ではなかったというのが発覚をいたしましたのは、これは先ほど言われました2点に入りますけど、随意契約がそういうことですね。そういうことで随意契約にしております。いわゆる、実績があつた人を入れております。同等ぐらいの事業をやったことがある人、そういう業者の方を入れております。この方は県には登録はされておられませんけれども、建築士の免許は持っておられます。したがって、そういう面でいけば、他の、どうしても指名にかからないような事案に合わせたら特に問題はないかなと考えております。

2点目の基本設計、すなわちデザイン設計だけで入札が行われたことになりましてというのは、これでは無理です、できません。そういう入札はできません。なぜ入札ができたか、金額ができるというのは、縦覧をやつて数量が入っているんです。だから1800万円で某建設会社が落札しているんです。デザインだけでしたってできません。どの程度のものか。だから数量、金額全部入っているんです。まともな入札なんです。だから年度末になりますと、10社ぐらい指名したらほとんどの業者が、これだけではなくてすべて辞退します。これが現実です。もちろん労働者不足もあるでしょう。そういう実態なんです。したがって、これはなぜこうなったかといいますと、確かにそれは職員の発注が遅れた、それを見過ごした町長もまずいと思います。しかし、これがある業者さんが落札をして、1800万円で落札しました。そこで詳細設計がなかったんです。例えば水道はどこに張れば良いのか、下水道管はどう張れば良いのか、電気はどういう形態の電気をつければ良いのか、ガスとかそういう詳細設計がなかったんです。それを落札をされた会社の方が指摘をされたんです。ふたを開けてみたら、確かに衛生器具、空調、電気、設備、そんな図面が全くないわけですが、平面の形だけあつて。これは概ね電灯がいくら、電器設備一式でポンと上げてきていると思います。それは、今おっしゃったように数量は何個使うということですから、蛍光灯を10個なら10個使う、2万円なら2万円と決まっていれば2万円×10個とかければ良いわけですから、概算が出るでしょう。それで落札しています。これでは非常に問題だということで、これは業者さんから登録をしていないではないかということで指摘があつております。そうしますと落札している

わけですから、そこに正確な図面を作らなければなりません。だからもう一度発注をして、それを下請けをされた㈱E・アーキテック、その会社に時間が無いからお願いしています。並行にやっているわけです。だから、ないものを設計で頼んだということですから、全く問題ありません。

3点目の、3月31日の工期と2日前に契約をしたとなっておりますが、これは全く問題ありません。これは昭和44年ぐらいから、大臣から通達がきています。年度末、工期末にしないと無理です。これは何mとか何㎡とか、詳細な、例えば10mとか計画しています、しかし、それが10.5mになったとかいろんな状況が変わります、現場が。それをまとめて年度末に設計変更していいですよとなっています。そうしないと無理です。それが駄目だと言われれば工事ができません。それは我々、建築とか土木とか全てです、電気でも水道でも。だから出来高設計というのは、工期末にして良いということで通達が来ているわけです。総務厚生常任委員会でも聞かれたと思うんですけども、これは、20年11月28日に、県の方からきている各県の事務所宛のあれをコピーで町の方に通知です。設計変更に伴う適正な措置ということで通知がきております。この運用によってやらなければなりませんので、そのとおりしているんです。これは全く議員さんから指摘をされる余地は全くありません。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

9番議員、大石俊郎君。

○9番（大石俊郎君）

まず最初の、補助金返還に関する町長の答弁は、もうすでに特別委員会で終了している。したがって答弁はいたしませんという答弁でございました。しかし、特別委員会は終了しました。この特別委員会の報告書は議長宛に出されているわけです、議長宛に。議長から、議会から町長に対するこの特別審査委員会、まちづくり補助金の、これに対する詳細な答弁は、まだ得られておりません。したがって、今から私は、この問題について引き続き今から質問をしていきます。

町長は、この件に対して、6月の議会で綿密に言えば違反になり、まずかったと言っておられたわけですよ。これは綿密に言わなくても明白に違反していますよ。既存の倉庫改修は認めないと謳ってあるわけです。それに運用でやっていますとかいうことになるとおかしいと思います。違反している事業に補助金の返還を求めないということになれば、貴重な町民の税金を、違法に、違法に支出したことになるわけであります。また、今後町として行政が違反していることに、目をつぶってしまうことになってしまえば、悪しき前例を作ることになるわけであります。町長自身が、町で定めた規則を率先して破る。この確信的行為、この町長の行政を町民の方はどう思われるのでしょうかね。もし、補助金の返還を求めないとなれば、誰がこの責任をどのようにして取られるのか。あるいは町長が先ほど言われた、特別委員会で終了しているからしませんといったうやむやにしてこのことを葬り去ろうとしておられるのか。誰が責任を取ろうとしているのか。補助金返還を求めないとすればですよ。誰がこの責任を取ろうとしているのか。うやむやにして葬り去ろうとしているのか。そのどちらなのか伺います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

私が言っているのは、特別委員会というのは終わったわけでしょう、住民の方が請願をしました

よね。請願をしたでしょう6月議会で。総務厚生常任委員長報告で否決をされて不採択になりました。町民の意見は聞かないで町長には意見を求めるとはおかしいでしょう。だから、特別委員会は終わっているわけですから。今おっしゃったことは答弁していますよ。

だから、議長、特別委員会の存在はそういうことで、私は質問を拒否しておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（後城一雄君）

ただいまの町長の答弁なのですが、特別委員会の否決に対しましては、法的な根拠があつての否決をしておりますので、ただいま大石俊郎議員の方からの質問に対しましては、できる限り回答される範囲内で回答をお願いしたいと私はお願いをいたします。町長。

○町長（渡邊悟君）

それは町民の方の請願、あれは訂正だったですけど、町民の方の意見は聞かないということですか。

○議長（後城一雄君）

そういう意味ではありません。

○——△——

法的に消滅しているわけでしょう。法的に委員会が終わったら消滅するわけですから。そうしたらそれで良いんじゃないでしょうか。

○——△——

暫時休憩をお願いします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

暫時休憩します。

暫時休憩（午前10時24分）

再開（午前10時29分）

○議長（後城一雄君）

休憩前に戻り会議を続けます。

回答はできる範囲でお願いをいたしたいと思います。町長。

○町長（渡邊悟君）

これは1点目につきましても、明解に答弁いたしております。そして補助金は返還はしませんと。町民の方が脱法行為でされた。これは町の怠慢でしょう、どちらかと言えば。もう少し明確に区長会でも言えばよかったですけど、区長会の皆さんにも説明したんですけど、それを明文化していなかったと、前回も何度も言っています。それで今回規則を変えております。だから、これは、町民の方には、まず行政指導で、こういうことは違反になりますよとか。これは町の怠慢ですから指導も何もありません。これは返還はしません、そういうことで。

2点目の特別会計、これは町の特別会計ではございません。これは七夕実行委員会の特別会計ですので、町には全く関係ないわけです。これはそういうことで答える余地もないということです。

以上でございます。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

今、町長は、これは行政の責任だと、補助金をもらった町民の方には責任がないと。町の責任がある。そして、次に、したがって問題点があったから規則を改正しようとも今言われた。違反した行為があったとする。スピード違反で 40 km を 60 km、制限速度 60 km 出して警察に捕まった。あそこは 40 km 制限はおかしいもんねと、で 60 km にしようとした。では、前のスピード違反を見逃すということですか。町長はそういうこと、規則を改正しますということはそういうことを言っておられる。規則を改正する前と後ろのことではないですか。あくまでもその規則、現行規則で物事の行政をやらないと。問題点があったから規則を改正しようということ。もうその答弁はいいです。

次にいきます。特別会計にいきます。特別会計ですよ、町長は特別会計を、これは町の行政ではないと言われました。ここに書いてあるのは東彼杵町まつり特別会計の通帳ですよ。東彼杵町宿郷、役場の住所になって、事務局長高月淳一郎氏になっているんですよ。町長は、この事業は 6 月の答弁で一部町の事業でもあると言われた。今は町の事業でないと言っておられる。全然支離滅裂な答弁ですよ。その点お答えください。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

誤解があるようでございます。町の事業は町の事業で、その時同時にあっています。そして、仮に預金がいくら残っていたとします。それは駄目です。それは町の会計に入れないと駄目です。通帳などを保管しては駄目です。それは実行委員会、特別委員会のお金です。それは一般の町民の方も一緒ですから、たまたま職員が実行委員会の会員になっているだけです。私の町の職員としてではない。個人として入っているわけですから、それは当然ですよ。そういうことで、町の方の、県の事業で七夕まつりをやっている部分もありましたので、それは誤解がないように。それとは全く別でございます。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

そうしたら、この七夕まつりの町民から実行委員会がありましたね、それをチェックする監査はどこがやっていたんですか、七夕まつりの監査は。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

質問の意味がわかりませんが、補助金の審査はまちづくり課で審査をします。そして、最終的には町長決裁ということで上がります。以上です。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

そうしたら、その構成員名簿の中に副会長として、当時のまちづくり課の係長の高月淳一郎氏が入っておられたですね。失礼しました。まちづくり課長として、副会長として入っておられます。事務局長として係長であった前平係長が入っているんですよ。ということは、まちづくり課と名称してあるにもかかわらず、これは町民がやった事業とはちょっと言いがたいのではないですか。明確な公職名が入れてあるんですよ。それを町長は、これはかかわっていないとか、今の答弁は納得がいきません。もう一度お願いします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これはあくまでも町民です。職員も町民です。公職では入りません。公職で入る場合は、実行委員会を町がする場合は公職です。それはたまたま、便宜上課長とか係長とか役職を、あるいはどこどこ商店の社長とか書いていると思います、そういうことです。だから、全く問題はございませんよ。ただ厳密に言えば、農業をしている職員、これは町長に届けなければなりません。収入がありますので。今回の場合は収入はございませんので、届ける必要もございません。今、全国的には職員が地域に入っているいろんなイベントをやりなさいということで、会員になってやりなさいということを進んでいるわけです。そうしないと高齢化でどうにもならないということです。それは私は全く問題ないと思っております。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

次の質問にいきましょう。構成員名簿を町は受け付けたわけですね、これを受け付けられました。6 月の時にも質問をしました。この自治会長とか区長さんが、構成員名簿として承諾していないということを言いました。町長は調査をしていないからわかりませんと言われました。その後町で調査をされたと思うんですが、その調査結果についてお伺いします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

税務課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり税務課長。

○税務課長（高月淳一郎君）

議員お尋ねの件ですけれども、大きく自治会の方々、金谷、本町、東町の3地区でございます。当初メンバーとして会議を開く時にそれぞれ集まっていただきました。その折に3地区の方々をお願いするということで、こちらは認識しているつもりです。初年度と27年度と28年度のメンバーの方が違われましたので、その部分で後任の方々はそのメンバーでないとおっしゃっているのかと思っております。以上です。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

調査された課長がおられます。森総務課長、調査されたと聞いておりますけども、私がお願いしましたから。森総務課長に、この調査結果の結果を答弁してもらいたい。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

総務課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（森隆志君）

先ほど高月課長が言ったように、メンバーが交代する時に、例えば前の方の名前を書いたままではまずいので、新たな名前を書く。その時に承諾を得てなかったと、それが金谷、本町に存在されたと。電話で調査、本人とは会っていませんけど、電話で確認をしたということでございます。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

今、森総務課長が言われたように電話で確認して、やはり本人達は承諾していないということなんです。私も直接会いました。そして、こういう話は一切聞いていないと。直接お会いして、2 人の自治会長さんと 1 人の区長さんは、こんな構成員名簿は承諾した覚えもない。それから会計とか結果報告は一切タッチしていない。タッチしたのは、イベント、縁日これだけ協力した。後片付け、これだけである。要するに、この構成委員名簿を持って県の方に補助金申請をしている。すなわち公文書偽造なんですよ、これは。おおごとなんですよ、これで申請しているわけですから。違いますか。こういうことについてどうされるんですか。町長の見解を伺います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まちづくり課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（松山昭君）

コミュニティ助成事業ということで、当時、七夕まつりについても各自治会の方に連絡を取って打ち合わせをしながら組織したことでございますが、年度が替わってそういった部分があったのかと思います。それについてはあろうかと思いますが、自治会等も交えて七夕まつり等を実施したということで申請をしております。以上です。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

27年度も28年度も自治会長さん、区長さんは替わってないんですよ。いずれにしても替わっていないし、27年度がそうだったから28年度もそれで良いかという、そういう話ではないと思いますよ。27年度は27年度、28年度は28年度。やはり自治会長さんや区長さんの承諾を得てきちっと申請しないと。こんないい加減な構成員名簿を提出して、自治会長さんや区長さんあたりもあとで言うておられたんですけども、結果的にはなにか利用されたような気分になっているという感想を持っておられました。こんなことでは来年度、今年度の話ですよ。今年度はあまり協力したくないと、そういった感想も述べておられました。今年の七夕まつりがどうだったのかという所見は避けますけども、時間がなくなったので次にいきます。

お試し住宅の質問に移りますね。町長は誤解、残念、そういった言葉で言うておられました。そして、古民家再生は町長の自主裁量である。それから実績もある、ソリッソリッソにもかかわられたという話を言うておられました。まず最初に、その文吾堂が実績があるということで話をします、質問します。文吾堂さんの実績、町から提出された工事経歴書を見ました。ここにあります。これを見ますと、設計業務はないですよ。全部店舗の改装です、店舗の改装。工事、文吾堂さんというのは、だいたい大工さんだそうです。そして、その弟さんが少しデザインを手掛けています。こういうことです。ソリッソリッソも、本質的に大村の貞刈設計事務所が担当されたんですよ。そう課長から聞いています。そこでソリッソリッソにちょっと来て、現場に来てああした方が良い、こうした方が良い程度の意見はもらったという話は聞いています。しかし、その程度の人はどうして特命事項の、それも随意契約。県にも登録されていない、町にも指名願いが出していない。こんな業者に百何十万円的设计委託料が随意契約されるのかわかりませんね。もう一度答弁をお願いします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

先ほど言いましたとおり、指名競争入札に適した、基準に適した業者を選ぶというのは当然あります。しかし、特殊な場合はそれ以外の人を選んで良いとなっているわけですから、町長の執行権です。だから、それは文吾堂さんが、造作の経験あたりがあってノウハウがあるわけです。それを入れて立派な古民家を造ろうということです。それは町長の執行権なんですよ。それが悪い人ではないわけですよ。たまたまそれが登録業者ではなかったということだけです。資格は持っているんですよ、建築士の。確かに不備がいくらかあったかもしれませんが、立派な家ができておりますので問題はなかったかと解釈しております。

○議長（後城一雄君）

9番議員、大石俊郎君。

○9番（大石俊郎君）

それでは、もう1回頭を整理する上で設計業務、すなわち基本設計から実施設計。業務の起工から工事終了して、その支払いが完了するまでの業務の主要な結節はどうなっているんですか。教えてください。

○——△——

最後の方をもう一度教えてください。

○9番（大石俊郎君）

設計業務、起工から工事が終了しますよね。お試し住宅が完成する。それからお金を払うではないですか、施工業者に。それまでのずっと結節があると思うんですよ、業務の。起工願いと縦覧とか。そういう結節はどうなっているんですかと聞いているんです。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まず起工から説明していいんですか。完成からですか。

○——△——

大きな項目だけでいいですよ。中身はいいですから結節だけ言ってください。

○町長（渡邊悟君）

まず、起工伺いが上がります。起工伺い、そして入札の指名願い。そして入札があって、そして契約です。工事にかかります。それでいろんな契約変更があって、先ほどご指摘のとおり出来高設計とかあって完成します。完成したら 14 日以内に検査をしなければならぬとなっています。それで検査合格をしたら請求があった日から 40 日以内に支払いをしなければならぬという全部段階が決まっております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

私の認識と概ね一致です。一つだけ抜けていたのが縦覧が抜けていたかなと思います。

ここに私が作ったお試し住宅整備工事に関する契約の流れ、これは私が作ったやつです。一つ疑問を持ったのは、整備設計。文吾堂に随意契約した流れで、当初の契約は 12 月 28 日水曜日までだったんです。それが積算書作成のためか何かで 1 月 20 日まで延長しておられます。約 23 日間延長、この延長した理由はなぜですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まちづくり課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（松山昭君）

ご質問については総務厚生常任委員会で答えておりますけれども、当初、基本設計ということに対して詳細な積算数量がなかったということで、工期を変更して入札できるまでの資料作成を契約しております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

この積算書作成というのは実施設計書と理解してよろしいんですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まちづくり課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（松山昭君）

詳細設計については町長から答弁がありましたとおり、まだ、詳細図面、明細等が足らなかったということで、補完した意味で実施設計はあとでしておりますが、当初については基本設計と、のちに明細等を追加してしております。あくまでも基本設計であります。

○議長（後城一雄君）

9番議員、大石俊郎君。

○9番（大石俊郎君）

そうすると、この縦覧に使用した実施設計書は1月20日までできていなかったということですね。そういう今、まちづくり課長の答弁でしたが、そういう理解でよろしいですか。もう1回お願いします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まちづくり課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（松山昭君）

そのとおりです。

○議長（後城一雄君）

9番議員、大石俊郎君。

○9番（大石俊郎君）

となれば、施工業者の方が1月23日に10社来られた。8社の方は辞退された。そして2社の方は入札をするために、ここの単価などは空白になっています。これを元にして入札金額をずっと決めていくわけですよ。公会計の簿冊を活用して。そして入札をいくらにしようかなど。これがなくて、どうして施工業者2社の方はその入札金額を決められたのか不思議でなりません。どうですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まちづくり課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（松山昭君）

1月20日までに積算が、資料が揃って基本設計となっております。それをもって入札に臨むとい

うことです。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

今のまちづくり課長の言っていることはわからないですね。1月20日の積算書というのは、基本設計書というのはここにありますよ。この基本設計書は、デザインと羅列した金額で入札金額を決めるにはとてもとても難しいやつですよ。こっちの、先ほど町長が言われたように、具体的にドアをどうするかとか、こういう左官工事、ガラス工事はどうするか。これがないと入札の金額は決められないんですよ。積算書で決めた、この積算書、どこが積算書なんですか。一つもわからないですね。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは誤解があるようですが、金額が入っているんですよ。だから私が予定価格を書くわけです。私も書きません、金額がわかってなければ。例えば1800万円という工事の時に1800万円を、予定価格をいくりにするかという敷札を書くわけですよ。わかっていないとできないわけですから、それはそこでわかっているわけです。それはご理解してください。それがないと入札できませんよ。応札をされた業者の方も応札できませんよ。それは入っています。それで終わっているわけですから、それは勘違いではないですか。まちづくり課長をお願いします。

○議長（後城一雄君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（松山昭君）

28年12月27日の起工で、契約変更工期を20日まで延ばして、積算書を発注して作成しております。1月20日までです。以上です。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

最初の、文吾堂さんに設計業務を委託された落札金額、約173万円。この173万円は、要するに整備設計だけではなく実施設計も含んでいることだったんですよ、当初は。違いますか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

当初は詳細設計がなかったということですので、補完する意味で次の方をお願いして12月20日から1月20日。そこで積算書をつくってもらって整備をしたということです。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

どうも、町当局の説明は私には理解できないですね。基本的に整備設計、実施設計、完了した後

施工業者への入札ができる。こういう手順に進むということ、私は、川棚、波佐見両町役場の建設課の担当者、有田町の役場にも行きました。3町に確認しました。そうするとこの流れは極めておかしいと、3町ともおかしいと言われました。この3町ともおかしいと言うことは、我が町で実際行われていることにおかしいわけですよ。だいたい、この積算書、文吾堂さんがこの積算書を作成したというところ、下請けと書いてありましたが、どこに下請けされたのですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

3町ともおかしいと言われますけども、中身をよく知らないとおかしいと言えません。おかしくありません。ご心配にならなくていいです。執行権の問題です。

最初から数量も言っているんですよ、金額も。あるんです。あるんですが、もっとシビアな積み上げが欲しいということで、補完して積み上がっていったんです。だから、発注時点では綺麗に金額がわかっています。そうしないと、私も入札の応札もなにもできません。入札できません。そういう設計ありえません。ですから3町が言われるのは、誰が言われたかわかりませんが、途中段階でおかしいから、さっきご指摘があつていとおかしいからコンサルタントを代えて、登録業者に代えて、正しい積算をして、そして発注したということです。だから問題はないと思っています。最初は間違っていますよ、それは言われるとおかしいと思います。

○議長（後城一雄君）

9番議員、大石俊郎君。

○9番（大石俊郎君）

積算書作成のために下請けされたというのを、どこの企業にこの下請け、文吾堂さんにしたんですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

総務厚生常任委員会の報告でも上がっていましたが、裏面の方に、(株)E・アーキテクトというところをお願いしています。

○議長（後城一雄君）

9番議員、大石俊郎君。

○9番（大石俊郎君）

このE・アーキテクトさんというのは、文吾堂さんが親会社になって、E・アーキテクトに下請けさせてその積算書を作成したという町の答弁ですよ。では、このE・アーキテクトさんというのは、文吾堂さんとE・アーキテクトさんの関係は、通常E・アーキテクトは親会社なんですよ。そこから仕事をもらって文吾堂さんが仕事をしている。この立場が、この積算書を作成するのに逆転している。どうもこれは合点がいかないんです。その辺はどうなんですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まちづくり課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（松山昭君）

総務厚生常任委員会でも説明をしておりますが、そもそもの報告にあるとおり事業の出発点である事業の設計自体を、古民家再生ということで特異な設計でございます。古民家を再生するという実績で、より古民家が良いものにしようということで随意契約をさせていただいた。決裁は職員が上げました。ただ、職員にとっては、建設業務に対する認識不足ということがございまして、やはり県の登録等を見逃していたりしているところがございます。こういったことは本来、指摘のとおりE・アーキテクトが業者になることが必要だったかもしれません。しかし、文吾堂の実績等についてこの業者を起案として上げてしまったと、随意契約の相手方にしたということが出発点でございます。総務厚生常任委員会の報告のとおりでございます。以上です。

○議長（後城一雄君）

9番議員、大石俊郎君。

○9番（大石俊郎君）

誤解はしていませんよ。町当局のまちづくり課長の説明がおかしいから質問をしているんですよ。通常E・アーキテクトが親会社、文吾堂さんが下請け会社。それが今回のお試し住宅に限って積算書作成の時だけが、文吾堂が親会社、E・アーキテクトが下請け。これがまずおかしい。このことはもう答弁いりません。

実施設計をE・アーキテクトに随意契約された。これも随意契約ですか。おかしいと思うんですね。基本的には競争入札するべきでしょう。また、E・アーキテクトさんにも随意契約。町長の、これも自主裁量と言えればそれまでなんですけども、基本的に競争入札を迫るべきではないんですか。どうですか、その点。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは、まず、非常にご指摘のとおり本来9月から議決をいただいたわけですから、すぐさま発注すればゆっくりできたわけです。それが発注が遅れましてこういうことになったんですけども。どうしても2月、1月とかになりますと工期がございません。そこで入札などをしたら2週間とか期間を要しますので、止むを得ず関連性のある会社にせざるを得なかったというのは事実です。だから工期を、早く3月まで完成させようということで随意契約で行っております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

9番議員、大石俊郎君。

○9番（大石俊郎君）

なかなか工期が短かったから止むを得ず随意契約したという町長の答弁なんですけど、なかなかそういうことを理由にして、何でもかんでも随意契約にもっていかれるということに対してちょっと納得はできませんけども、これは平行線になりますので次に行きます。

では、実施設計を契約されたのが2月14日だったんですよ。これは間違いないですね。契約期間が3月31日、工期終了。実施設計が3月31日、プラザハウスさんの工期が3月31日。実施設計を作る契約の期間が3月31日、施工業者の契約が3月31日。実施設計書を作るのと施工業者のやつがこういくというのも聞いたことがない。こういうことは過去あったんですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは過去はありません。私の知る限りではございません。あったかもしれませんが、私の知る限りではありません。

○議長（後城一雄君）

9番議員、大石俊郎君。

○9番（大石俊郎君）

過去にもなかったようなことが今回行われていることに対してもちょっと疑念があります。いずれにしても、この整備設計、最初の文吾堂に払った173万円。補正予算の時に上がった金額がこの最初の227万8000円、補正予算。これは整備設計と実施設計を含んだ予算書なんですよ。だからこの二つが含んで173万円だった。だから、E・アーキテクトに払った93万4000円は余分な支出になっているんですよ。ここが問題なんですよ。手順もさることながら、経費をたくさん投入している。この設計業務に無駄なお金を使っている、予算書以上のお金を。この点についてどうなんです。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

予算書以上は使っておりません。予算書範囲内で使っています。だから93万円は、本当に指摘のとおり無駄使いになっていると思います。しかし、それをもしやらなくて普通のとおり、これは中身を見ればランクがあるんですけども、非常に安い価格でやっております。本来ならばそういうのは2、3倍以上高く本当は払わなければいけないんでしょうけど、それをやったら3月までには終わりません。この事業はできません。だから90万円は、止むを得ずして3月末までに終わろうということとしております。これをやらなくて、当たり前正規のでしたら、3倍ぐらい予算がいつて4月ぐらいに工期がずれます。そうなりますと国の補助金が、2500万円がきませんので、お試し住宅はできなかったということがございますので理解いただきたいと思います。

○議長（後城一雄君）

9番議員、大石俊郎君。

○9番（大石俊郎君）

今、町長は予算に上がった以上のお金を使っていないということでございますけども、ここに予算書はあります。お試し住宅整備工事設計委託料227万8000円となっています。そうすると、この整備設計に、文吾堂に払ったやつ約173万円、E・アーキテクトに払ったのが93万円。227万円超えますね、超すんですよ。予算書以上のお金を使っていないと今町長は誤った答弁でしょう。もう一度お願いします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

予算書というのは、お試し住宅の、いっぱい予算があるんですよ。工事請負費、補償費、用地費と、それが予算です。その中から流用してできるわけです。だから予算の範囲内ということです。たまたま今回は工事費から設計費にもってきているんですよ。だから予算の範囲内です。

○議長（後城一雄君）

9番議員、大石俊郎君。

○9番（大石俊郎君）

そういうことで言えば、我々議会としては、予算書の審議の時にこれもひとつの1案と、いろんな動きますよというふうに理解しないとけないということですね。

次、最後の工期終了直前の契約変更に対する質問にいきます。3月29日に変更契約、あと2日しかないんですよ、2日間。工事の内容とか変更、そこからプラザハウスさんは荷物を発注する、くる、無理ではないですか、期間的に。どう考えても3月31日の工期には間に合わないと思うんですけど、いかがですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

なかなかご理解いただけませんが、出来高設計というのは工事が終わらないとわかりません、数量が。10なのか9なのか11なのかわかりませんので、それを工期の末、例えば1週間とか2日、1日でもいいんですよ、その日でもいいんですよ。そういうふうにやらなくちゃ間に合わないんです。できません、出来高。担当ではないからお解かりになりませんが、担当で皆さん全部職員はわかっているんですけども、そうしないと無理です。だから変更というのはして良いわけです。これは執行権です。2日前だろうと3日前だろうとそういうふうになっているわけですから、それを2日前にしたからどうだこうだと言われるのは、もう少し勉強していただきたいと思っています。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

9番議員、大石俊郎君。

○9番（大石俊郎君）

町長のもう少し勉強してくださいと、しっかり勉強したつもりなんですけど。今度、町長、できれば出向して、このお試し住宅のことを聞きにまいります時は、時間の都合ができれば教えてください。

補助金問題については、3月の特別委員会が指摘した補助金の返還について、検討されたいとした事業はその他にも6件あります。その件についても町長からの詳細な説明は、先ほど申しましたとおり、まだ聞いておりません。お試し住宅建設契約に対しても私の勉強不足もあるんでしょう。町長の答弁とか町担当者の今の答弁について納得いかない点があります。総務厚生常任委員長からもこの件に関し、冒頭いろいろな問題点が、報告がありました。総務厚生常任委員会もまだ勉強不足なんですよ、町長から言わせれば。まだこの件も、総務厚生常任委員会も勉強しないとい

けないと思います。しかし、お試し住宅は100%国の補助事業で造られておるわけですね。すなわち、県に無登録の業者に随意契約しているようなこと、また契約の流れ、私から見れば不可解と
思っています。理解できないところはあります。この1時間で理解することはできません。町長の答
弁とか、今の町当局の説明についてまだ納得していない。しかし、こういうことが会計検査院に知
られた場合、交付された補助金約2500万円がどのような結末になるかなど危惧せざるを得ないん
ですけれども、この点について町長の見解をお伺いします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

それは会計検査院の調査官の考えですのでわかりません、どうなるのか。私は全く問題ないと思
っております。

○議長（後城一雄君）

9番議員、大石俊郎君。

○9番（大石俊郎君）

納得いかない面いろいろありました。しかしながら時間ももうそろそろ終わりに近いので、私の
質問はこれで終了したいと思います。

○議長（後城一雄君）

これで9番議員、大石俊郎君の質問を終わります。

ここで暫時休憩をします。

暫時休憩（午前11時06分）

再開（午前11時14分）

○議長（後城一雄君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番議員、浪瀬真吾君の質問を許します。7番議員、浪瀬真吾君。

○7番（浪瀬真吾君）

先に通告をしておりました次の2点について質問をいたします。

1点目、中学校統廃合に向けた取組みについて。町内の子どもたちが年々減少する中で、子ども
たちの成長過程でのより良い教育環境を整えるということで、昨年4月1日に統廃合された大楠・
音琴・彼杵3小学校は、特に大楠・音琴両地域の保護者や地域住民の皆様方の深いご理解とご協力
のもとに新たな彼杵小学校としてスタートを切りました。従来の少人数学級から大勢の学級へと変
わり、子どもたちの教育環境も大きく変わり、アンケートの調査結果では90%近くの子どもたちが
「友達が増え、ふれあいが多くなり、みんなで遊べて学校がより楽しくなった。教室がにぎやかにな
った。いろいろな考えが聞ける。よきライバルができた。」と喜んでいるとの調査結果報告を受
けているところであり、結果としてたいへん良かったのではないかと思います。

中学校統廃合については、昨年9月にも一般質問で町長や教育長の考え方を尋ねたところであり
ますが、方向性としては避けて通れない課題であるとのことから、30年度までには目途をつけたい

との発言をされております。特に思春期での多くの人との触れ合いは、同世代のいろいろな考え方を聞く機会が増え、お互い切磋琢磨できる環境が整い、大人になっていく成長過程で最も重要なことだと考えます。また、少人数では部活動等にも制限が生まれてくるし、自分のやりたい種目がないければ目標を失うことにもなりかねません。より多くの選択肢の中で部活動を通じ同年齢及び先輩後輩のよしみが生まれ、実社会に出てもその経験が生かせる時もあると思います。更に、同じ学び舎で学習し、卒業できるということは東彼杵町がより一つの町としてまとまっていく環境が整うのではないかと考えます。教育委員会でも保護者や一般住民に対して中学校統合に関する意見交換会を開催されたところではありますが、これまでの教育委員会等での協議の経緯と今後の取組みについて町長、教育長の考え方を伺います。

2 点目、旧大楠・音琴小学校跡地の利活用について。旧大楠・音琴小学校の廃校校舎の利活用については、特に地元、地域住民の皆様方にとっては関心が高いところであります。この件につきましては、昨年 12 月の一般質問でも尋ねましたが、旧大楠小学校については、きのくに子どもの村学園が長崎子どもの村小学校の開設を希望されており、町並びに教育委員会としては、人口や交流人口の増加、地域振興や地域活性化につながるもので、また、文科省の方針に沿ったもので適正ではないかと考える。一つの選択肢として今後も進めたいと答弁されておりましたが、両校跡地の利活用について公募になった経緯と、旧音琴小学校については町費をかけてコンサルタント会社オープン・エーの企画に委ねておられましたが、今日までの具体的な取り組みの経緯と両校の管理面についてはどのようにされて来たのか。また、両校の跡地利活用に対する地区アンケート調査を昨年 12 月 28 日から今年 1 月末日までにかけて、高校生以上の人を対象に両地区の全世帯にかけて実施されておりますが、その結果を踏まえて今後の取組みと方向性について伺います。登壇での質問を終わります。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

浪瀬議員の質問にお答えいたします。1 点目の中学校統合に向けた取組みでございますけれども、これは教育委員会の方で進めておりますので、ご指摘のとおり 30 年度を目途ということで考えております。そして、これは昨年の 9 月の議会で答弁いたしました。浪瀬議員に答弁したものでございましたが、やはり人口減少が確実にやっております。例えば 50 年前の人口の推移、これは右肩上がり、高度経済成長でございますので、いろんな話があって合併をしたくないということで、統合もできなかったわけです。やはり今見ますと、各地区それぞれ人口は減っております。子どもたちも 40 名減っております。一時期は 350 名、400 名の子どもたちが産まれておりましたけれども、今は 10%の子どもしか産まれておりません。そうなりますと、今から先、例えば 40 年ぐらいしてから統合とか考えていたら、もうたぶん町は無くなると思います。したがって、これはスピードを上げながら、もう少し早めながら進めていかなければならないと思っております。これは今、各校区の説明会とか、あるいは一般の方の説明会とか終わったところで、今話を聞いておりますけれども、一番私に反対をされていた方が是非やってくれという電話も掛かってきてまして、若干環境は変わってきているのかなと実感しております。やはり、子どもたちがいなくなれば寂しくなりますけれども、小学校は両校、千綿、彼杵小はそのまま残すということで話をしておりますので、

これもいずれ統合しなければならない時期が来るかと思えますけども、今のところはそういうことは考えておりません。

したがって、そういう人口減少でございまして、非常に小規模となりますと一定規模の集団的な様々な影響を受けて、競争といいますか切磋琢磨といいますか、その辺が無くなっていきますし、それから大きく成長していかなければならない時代に、心豊かに自立した人間形成といいますか、そういう面を考えておりますので、是非、教育委員会の懇話会、検討委員会を推進していければと思っております。誰のための統合かということでございまして、町の行く末を見つめて英断を行うものと考えております。したがって、今も誰かがやらなければ歴史は変わらないと強く信じているところでございまして。

次に、旧大楠・音琴小学校跡地の利活用についてでございまして、これは9月3日に旧音琴小学校区の方にも私も説明にいきました。きのくに学園が、公募をいたしまして2校とも手を挙げていただいております。これは今、大楠、音琴両校とも、本来ならば7月ぐらいまでに何回か説明会を終わるように指示をしておりましたけども、なかなか諸般の事情で説明会が遅れております。9月には議会ではっきり、例えば仮にきのくにあたりに貸すとなりますと、無償で貸すようになるかと思えます。有償になれば議会の議決は必要ありませんけど、無償となれば議会の議決が必要となるかと思えますので、これはきのくに学園のそのもの内容を分析してみますと、いろんなご意見があるでしょうけど、私自身としては今からの、例えば大学の教育方針とかを見ますと、やはり考える力、生きる力というのが重要になってきますので、それをするためにはこの実践型のきのくに学園が非常に私は素晴らしい学校だと思っております。ご意見はいろいろあるかと思えます。私自身は素晴らしい学校と思っております。これは是非、音琴、大楠どちらかに決めていただければ一番良いと思っております。

この選択は、二つとも公募をお願いしておりますので、最終的には、今のところはどちらにされるのかというのは、きのくにの方から答えをいただくようになるかと思っております。他に希望があれば、こちらはこちらということではなければいけないのですが、ややしかし、音琴地区になりますと、中学校過程まで、あるいは高校まで伸びるようなときに校舎が少し足りなくなるかなと考えております。寮あたりを造った場合です。大楠の場合は、なんとか中学校までしても、寮を造っても問題ないかと思っております。この辺の地域の住民の皆さん方のいろんなご意見を聞きながら、両地区の意見を聞きながら、何回も説明会を繰り返しながら、そしてまた拙速にならないように、また、反面スピードを上げながら、町の活性化になりますので推進していこうと思っております。

もちろんオープン・エーに対してもお願いをいたしまして、お試的な実験をしましたけども、いろんな提案がございまして。これは民間ですからそういう提案はいくらでもされるわけですから、地域の方も、音琴地区の方もどなたか、あるいはみんなで数名でも活用して、何かやりたいという方がいらっしゃれば一番期待をするところでありますけども、なかなかまちづくりというのは簡単にいきません。そして、また、学校でありますので、体育館からプール、校舎全部を使うとなりますと、本当に教育分野のきのくにというのが最適でございまして。もし、決まるようなことがあるとすれば、私立の学校でございまして、町の財政等もいづらかは必要になるかと思っておりますので、これには国、県の方にも助成方をお願いしようかと考えております。それも長崎県の各市町村、高校がない所は東彼杵町だけでございまして、高校、大学がない所は東彼杵町だけで

ございますので、私立の学校がきたら、特に東彼杵町にはこういう学校がきますということで、何らかの財政支援ができないか、その辺のところも併せて並行しながら進めてまいろうと思っております。登壇での説明は以上で終わります。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

浪瀬議員の質問にお答えいたします。まず、これまでの教育委員会での協議の経緯でございますが、ただいま町長からもお話がありましたように、町長あるいは町民の意を受けて、生徒数の激減などにより中学校統合は避けては通れない問題などで、前向きな継続審議をやっているということでもあります。特に教育委員会での方針などは、教育委員の意見などを拝聴しながら、まず12月いっぱいには保護者の皆さんへのアンケートを実施しようということにいたしました。そして、1月から3月にかけてアンケート結果の集約と教育委員会内の協議、そして、東彼杵町中学校統合検討委員会というのを設置をいたしまして、役場内での協議などを展開していったところであります。アンケートの結果報告と各学校別の保護者との意見交換会を、6月7日から6月19日、それぞれ彼杵中、彼杵小、千綿中、千綿小ごとに4回、夜に開催をさせていただきました。参加人数が全体で55名ということで、全保護者の12%と、少なかつたこともありまして、千綿、彼杵合同で小中別に開催して欲しいという意見もあり、その後、中学校統合検討委員会でも協議いたしまして、7月24日と26日に保護者を対象に、小中別に中学校の統合を考える意見交換会も開催をいたしました。中学校19名、小学校22名、約1割ぐらいの参加でございました。そして、保護者向けの意見交換は一応やりましたので、今度は地域住民対象の中学校の統合を考える意見交換会を開催しようということで、千綿地区、彼杵地区別に開催をいたしました。千綿地区27名、彼杵地区40名、計67名の参加をいただきました。保護者の出席が、アンケートでもう答えているからということであったんですが、統合先も含めた第2回の保護者対象のアンケート調査を8月23日、登校日でございましたが、この時に第2回中学校統合についてのアンケートを配付をいたしまして、回収は9月1日から実施をしているところですが、ただいま集計中でございます。今後の取組みについてでございますが、今後、まず9月22日議会の間ではありますけれど、第5回の中学校統合検討委員会を開催いたしまして、中学校統合についての第2回の保護者のアンケート結果などについての協議を行う予定でございます。その後、高校生向けの、現在高校1年生から3年生に対しましてのアンケートも実施してはどうかというような声もありましたので、各高校にお願いをいたしまして、本町の中学校の卒業生の高校1年生から3年生に向けてのアンケートも実施する予定でございます。そして、各自治会等から中学校の統合についてちょっと話をしてくれないかという要請などもあっております。それに積極的に対応していきながら、ご説明、ご意見等を拝聴していきたいと思っております。

そして、保護者及び地域での意見交換もとりあえず終了いたしまして、中学校の統合を考える懇話会、いわゆる地域団体の代表者の方に集まっていたいただいて、意見を拝聴する。そういう懇話会を設置、発足させていきたい。その後、これを何回となく繰り返しまして中学校統合実施計画書を教育委員会の方で作成をして、各地区での説明会を開催していきたい。そして、各地域住民の皆様方のご意見を拝聴しながら町長の方へ提言をしていこうという段階でございます。あくまでも統合を

進めていく協議では、統合後の通学手段とか、いろいろな課題などについて方策を講じてお示しをしていきたいと思っているところでございます。

2番目の旧大楠・音琴小学校跡地の利活用についてでございますが、この件につきましても、ただいま、それぞれ各、大楠、旧音琴地区で地域住民の方々との意見交換会を開催してきたところでございます。特に大楠方面におきましては、住民、学校周辺にお住まいの方からの強い反対意見などもございまして、住民の方々の意見要望、更に町議会などの動向を得て進めることといたしておりますが、きのくに学園の説明がまだまだ充分ではなかったということもありましたので、原点に戻って取り組むということから、もう一度公募を試みようとする。両校跡地の利活用について公募を試みようということで、12月から1月にかけて旧校区内住民アンケートの実施をさせていただき、そして跡地活用の希望業者の公募も4月までさせていただきましてところでございます。そして、この公募の結果、きのくに学園が両校に応募したいということもありまして、公募に関する意見を拝聴する意見交換会というのを7月になりましてから、7月1日、3日、5日、12日そして16日。7月5日は音琴、16日も音琴などというような開催をしたところでございます。

9月3日には、きのくに子どもの村学園の理事長さんにもお出でいただきまして、旧音琴小学校の2階の多目的ホールで、たくさんの方に参加をしていただきながら、学校紹介、意見交換会などを開催したところでございます。そして現在のところ、きのくにの意向がどちらになるかも先ほど町長が申し上げたとおりでございます。地域の方のお考え、意見ということも十分に尊重していきながら対応を考えていきたいと思っております。何分にもきのくに学園の意向としては、地域の方の反対があれば設置しにくいというご意向もお持ちのようでございますので、できるだけ皆さんの賛同を得られて、そしてお迎えをしていただくような状況になればいいと希望をしているところでございます。以上登壇しての回答を終わらせていただきます。

○議長（後城一雄君）

7番議員、浪瀬真吾君。

○7番（浪瀬真吾君）

教育委員の皆さんとの協議を数回重ねておられるということですが、それぞれ教育委員の皆さんが一致した見解ではあられると思っておりますが、具体的にこういう方向で進みたいという、個人的に、あと4名ですかね、教育委員さんがおられますが、そういった方の具体的な話の内容はどういったものがあるのかお尋ねしたいと思っております。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

まず、教育委員さん方との協議の中では、最初に保護者向けのアンケートを採るということでありましたので、そのアンケートの内容などについても協議をさせていただきました。そして、そのアンケートを分析する上でのご意見も多数いただいたところでございます。ただ、町長からのお話もありましたように、児童生徒数の減少が非常に激しい状況であって、今の小学校4年生あたりが中学校に進学した折には、彼杵中学校でも1クラスという形になる可能性が非常に大きいわけですので、教育委員さん方はできれば早い形で中学校の統合を推進できればなということ。そして、千綿、彼杵の両校の子どもたちにとって、やはり多様な人間関係での切磋琢磨の場の提供、これが

欠如しているところにおいては、学力向上とか、あるいは人間性の育成というの望めないようなところもあるのではないかという意見もでています。ただ、併せて地域の衰退を招くようなことはないようにしなければいけないので、跡地活用についてもできれば同時にいろいろな案を提示していけるようにしていきたいと思います。また、旧大楠、旧音琴小学校の公募関係に関する地区説明会の開催を終わったあとでもそれぞれ教育委員会を開いて、そしてこういう意見に対してはどういうふうな回答を持っていこうかなどという意見交換会もやっていったところでございます。以上です。

○議長（後城一雄君）

7番議員、浪瀬真吾君。

○7番（浪瀬真吾君）

小学校とか中学校とか、あるいは一般の町民の方に説明会を開いておられますが、なかなかこの発表がありましたように12%ぐらいと。関心が非常に、アンケート調査をされたりしている関係でそうなったのだと思ったりもしますが、実際両地区において、どういった保護者の皆さんから意見が出されたのか。具体的な答弁をお願いします。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

それぞれの中学校の統合の問題につきましては、意見交換会の折に、やはり千綿地区におきましては、地域の衰退、そして中学校がなくなるということは、地域のコミュニケーションの場としての核となるような学校がなくなっていくということで、地域の衰退が一番大きな理由であったようでございます。併せてどちらに新東彼岸中学校を設置するといたしましても、かなり通学距離が広範になって、通学距離に関しての不安が大きいうございました。賛成の理由としては、やはり両校ともに、特に彼岸中学校においては、部活動の数を少し減らしていこうと、生徒数も減少することから減らしていこうという意向もあられるということから部活動の活性化、統合したら2クラス、そして200名以上の子どもたちということになりますので、その中で部活動もたくさんの部活が設置できるのではないかとということで、部活動の活性化、そして先ほど申しましたような多様な人間関係の構築というのが期待できるということで、一番大きな理由になっているようでございます。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

7番議員、浪瀬真吾君。

○7番（浪瀬真吾君）

先ほど、教育長の答弁の中で、自治会長さんあたりから地域に出向いてこられないかと要望があっているということがございますが、本来ならば執行部がそういったことを先に投げかけて、説明に行きますからというのが先であって、要望があって初めて行くというのはちょっと手ぬるいなと。私は、そういった本当に統合をしなければならぬという思いであればですね。ですから、そういった今後、要望がなくても呼びかけるという意味はあられるのかお尋ねします。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

現在のところ、要望があれば出向きますということで、すでに平似田地区の方から要請があげられているところがございます。今、第2回目の保護者アンケートなども集計をしているところですので、その結果が出たら、また区長会などでも是非行きたいと思っておりますので、ご了解いただければということで呼びかけを展開していきたいと思っております。

○議長（後城一雄君）

7番議員、浪瀬真吾君。

○7番（浪瀬真吾君）

できるだけ小まめに説明会等を開いて、先に進むような方向性を見出して欲しいと思っております。

それと学校関係は、教育委員会の所管であります。学校統廃合については町にとっても最重要課題であると思っております。にも係わらず小学校及び中学校の統廃合について、現在まで一般町民との懇談会など、町長は、私が知る限り、この間の音琴小学校のきのくに学園以外は一度も出席されていない。なぜなのか、その理由を伺いたいと思っております。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

本当に私も行きたいんですけど、なかなか参加できておりません。来てくださいと言われれば必ず参加するんですけども、音琴は行ったんです。だから今度10月ぐらいから町政懇談会を予定しておりますので、その中で町民皆様方の統合に関する意見を聴取をしてみようと思っておりますのでよろしくお願いします。

○議長（後城一雄君）

7番議員、浪瀬真吾君。

○7番（浪瀬真吾君）

やはり先ほども言いますように最重要課題でありますので、言われれば行くという、出席できないというところがスタートラインで出遅れているなという感じがします。そこは今後努力して自分から進んで、自ら進んで出席していただくように配慮をお願いしたいと思います。

中体連なんかを見たときに、3町、波佐見、川棚、東彼杵町は特に小規模中学校でありますので、テントも2張別々に張って。本当に一生懸命子どもたちは頑張っているわけですが、そこにちょっと寂しさを感じるわけです。一日も早くそういったことを解決していただければと思います。

この第2回意見交換会の中で、中学校統廃合検討資料として、千綿中学校をそのままに利用した場合、あるいは彼杵中学校をそのままに利用した場合、さらには新たな所に新校舎を建設した場合、両校存続の場合とシミュレーションを示され、それぞれに校舎改修費、新設費、生徒の数によってのスクールバスの購入費、運行委託費など、町の歳出まで示されておりましたが、町あるいは教育委員会としての、今後どのような方向に持って行きたいのか、持っておられるのかお尋ねをいたしたいと思います。

○議長（後城一雄君）

質問者をお願いをしたいのですが、どちらに回答をとということをおっしゃってください。7番議員、浪瀬真吾君。

○7 番（浪瀬真吾君）

一応先日教育委員会の方で説明がありましたので、教育長の方から言ってもらえば良いです。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

意見交換会の保護者及び地域住民との方々との意見交換会の折に、資料として中学校統合検討資料を配付させていただきました。その中で、議員ご指摘のとおり、千綿中学校校舎を利用する場合、彼杵中学校の校舎を利用する場合、そして校舎を新設する場合ということで、これはシミュレーションとしての形ですが、一応、町単独費でいくぐらいかかるか。例えば千綿中利用の場合は2億円ぐらいか、あるいは彼杵中利用の場合は1億円ぐらいか、新設の場合は4億6000万円ぐらいかとか数値も出しているところがございます。あくまでも、これは現在考えられる金額のところでございますので、このあと、状況によってはいろいろ変化も生じてくるかと思っているところがございます。このように膨大なお金がかかりますし、皆さまの血税を使うようなことにもなりますので、どういうふうに考えられるかということでの意見交換会の資料として提示をさせていただいたということでございます。以上です。

○議長（後城一雄君）

7 番議員、浪瀬真吾君。

○7 番（浪瀬真吾君）

その資料については、町長も当然内容は承知だと思いますが、何か町長からの答弁があればお願いします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

シミュレーションは、作らないとなかなか、どのくらい掛かるのかということで、今判断しておりますけども、新たにした場合がもうマックスでございます。バスも校舎も全部やり替えですので、相当掛かります。

あとは、今から、例えば交付税とか、原資がですね。町税がどうなるのか、その辺の見極めです。10年後とかも、非常に厳しいものでございます。国からの補助がどうなるのか。あるいは学校以外の経常的な経費、例えば福祉組合のし尿の問題、ゴミの問題。こんな問題を全部洗い出してシミュレーションを今やろうとしております。そうしないと、本当に合併が今できるのかという問題が出てきます。そうなれば、金がなければ今の学校を、どちらかを使ってするのか、どうするのか。あるいはいろんな方法があると思いますので、いろんな方法を想定しながらシミュレーションを教育委員会で作っております。あとは皆さんでいろんな意見を聞きながら判断させてもらって、最終的には議会の方で決定をお願いしたいということで進めていこうと思っております。

○議長（後城一雄君）

7 番議員、浪瀬真吾君。

○7 番（浪瀬真吾君）

この統合に向けた取組みについては、いろんな意見もたくさん出てくるとは思いますけれども、町

の将来を担っていく子どもたちのことを第一義に捉え、教育環境の充実を図られることを強く望むものであります。

次に、旧大楠・音琴小学校の利活用について、草刈りや校舎の空気の入れ換え、そういった保守点検は年に何回ぐらいされているのかお尋ねいたします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

財政管財課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり財政管財課長。

○財政管財課長（三根貞彦君）

学校ごとに言いますけれども、大楠小学校は、平成 28 年度は、除草作業は 1 回行っております。校舎や体育館の排水溝の点検を 1 回行っております。29 年度につきましては、7 月に校内清掃を行っております。8 月にプールの清掃を職員で行っております。8 月 18 日に役場の職員で除草作業を行っております。音琴小学校ですけれども、平成 28 年度 5 月の終わりから 6 月にかけて除草作業を行っております。7 月、9 月、これは地元有志の方で除草を行っていただいております。ありがとうございます。それから 11 月の終わりですけれども、除草作業を 1 回行っております。3 月に校舎、体育館の排水溝の点検等を 1 回行っております。29 年度に入りまして、5 月中旬に除草作業を、それから 7 月の中旬に校舎内の清掃を行っております。それから 8 月の始めにプールの清掃、9 月に除草作業の予定をいたしております。今のところ以上でございます。

○議長（後城一雄君）

7 番議員、浪瀬真吾君。

○7 番（浪瀬真吾君）

平成 26 年 8 月に作成された学校跡地の利活用にかかわる基本方針の中で、学校跡地の管理については、貴重な町有財産であることから再利用の実現を図るためにも町の責任において適正に維持管理を行いますと謳っております。また、施設ごとの管理に関する基本的な方針の中では、今後も保有する施設は定期的な点検を実施し、計画的な維持管理、予防保全を進め、安全の確保や長寿命化を図りますとなっておりますが、地元の方が言われるには、町に要請をしないと、なかなか草刈り等はやってもらえない。やはりしょっちゅう地元を見ておられますので、そういったことを言われておりますが、このことにはどう考えて今後対処していかれるのか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

本当に基本方針で維持管理、利活用の基本方針が、当然町でございますけれども、町もなかなか財源がなくて、今日お見えの音琴地区の皆さん方にも大変お世話になっております。そういうことをご指摘のとおり、町が定期的に、他の、この学校だけではなくて、町の施設は何月何日、例えば屋上を確認したとか点検表を作らせております。そういうことで学校も併せながら定期的に巡回をして、地元の方に迷惑が掛からないようにしていこうと思っております。それを行う上でも予算も伴

いますし、できましたら、これからも地域の方のご支援を切にお願いしたいと考えております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

7 番議員、浪瀬真吾君。

○7 番（浪瀬真吾君）

町長の答弁では、町の財源が乏しいのでということですが、ボランティアにも限度があると思います。地域の人たちは自分たちが学んだ校舎であることから大切に思っておられますので、今後その気持ちを汲んだ取り計らいを願いたいと思っております。

それから、旧大楠小学校は、昨年開催されたサマースクールを経てきのくに学園誘地の話があり、昨年 11 月に、地元の利活用についての懇談会の中で反対意見が出たことにより、教育長は白紙に戻すと発言をされました。この件につきましては、町長はあくまで地域住民の意見聴取や議会の承認が必要で拙速にならないようにしたいと伝えていると答弁されておりますが、公募に至るまでどういった努力をされたのかお尋ねをします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

公募が 1 月にすぐしましたので、今、いろんな学校で公募をいたしております。そういうことで、どんなところで企業が来てくれるのかということで、約 4 か月掛かって公募をして、いろんな企業あたりが来てくれないかと期待をいたしておりました。当然、それは 2 校だけに限っておりますので、どういう企業が来るかわかりませんが、なかなか手を挙げてくれません。これも先ほどの維持管理等がありますので早く決めなければいけません。やはり公募を早くしようということで、議会が終わってすぐにでも、1 月からでもやろうということで、例えばきのくにあたりがいつぐらいまでにしなければいけないだろうということもありますので、できるだけ早くなんとか回答を出したいということで想定をいたしておりました。これは途中の進行管理が全くできておりませんで、2、3 か月遅れております。これが一番原因かなと思っております。先ほどの議員から指摘があった工程の遅れでつまづいておりますので、そういうところがないように常に念頭に入れながら計画的に進めて行こうと思っております。そういう関係で公募は予定どおりでしたが、その後の 5、6、7 ぐらいでもっと地域の方に説明に行き、空間がありますので大変反省をいたしております。

○議長（後城一雄君）

7 番議員、浪瀬真吾君。

○7 番（浪瀬真吾君）

音琴小学校については、オープン・エーに企画を委ねておりましたが、昨年の 12 月の答弁では、まだ 3 月までは契約期間中なのでいろいろ模索をしているような答弁でしたが、そういった、昨年の秋には、音琴小学校で 1 回はオープン・エーの経営の説明会があつていよう、聞いておりますが、その後、12 月後からは、何かオープン・エーとの協議とか発展的な意見を交わされたのかお尋ねいたします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

私が直接したがるわけではございませんが、職員が、本来のオープン・エーの目的というのは、試行的にやってみて、本来はオープン・エーに 100 万円ぐらいしか予算はかけていないですけど、もっとかけたかったんですよ。オープン・エーに例えば運営をしてもらって、それで実際企業を入れてみて、どんなものが良いのか試してみ、それに西部地区から雇用をして、協力隊が 1 人おりましたので、協力隊を中心に進めていけないかなという希望がありました。しかし、それがなかなか順調にいかずにどうしてもできなかったわけでごさいます、そうなればどうにもなりません。なぜそこら辺の協力隊あたりがそのまましてしまっただと職員にも指摘をしまして確認をさせたら、オープン・エーとしては、今の学校に約 1 億円ぐらいかけて改造をしなければならないと、そういうあれがありますので、非常に厳しいかなということで、提案が 3、4 件あっておりますけども、そういう提案が 1 億円ぐらいかけなければならないとなっております。そういう接触だけであります。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

7 番議員、浪瀬真吾君。

○7 番（浪瀬真吾君）

先ほど公募を 4 月で締め切ったということでございましたが、この利活用について地域に出向いての説明会等が遅れた、すぐ開けなかった理由は何なのか。理由を伺いたいと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

大変申し訳ありませんけども、私、あるいは課長の進行管理がまずかったかなと反省いたしております。

○議長（後城一雄君）

7 番議員、浪瀬真吾君。

○7 番（浪瀬真吾君）

公募で両校とも、先ほどから言われるように 1 件の応募であり、旧音琴小学校ではきのくに学園の説明会は 9 月 3 日にありましたが、事前調査などはどのようにされたのか。また、旧大楠小学校地区のきのくに学園の説明会など今後どのように検討をされているのかお尋ねをいたします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まちづくり課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（松山昭君）

きのくに学園につきましての調査というのは、28 年に和歌山県のきのくに学園の方に見学、視察をしております。また、北九州の方にきのくに子どもの村学校がございますので、こちらの方の視

察もそれぞれ 1 日ほど視察をしております。今後の大楠地区での説明会等の開催でございますが、7月1日と7月5日に、それぞれ坂本、菅無田の方で説明会をいたしまして、是非、実際に私たちの説明ではなくて、きのくに学園から来ていただいて説明を聞く機会をもう一度、サマースクールの時に一度実施をしておりますが、なかなかサマースクールの方に目がいきまして、その説明会の方に地域住民の方がこられていらっしゃるという部分もございますので、開催してはということ投げかけているところでございます。開催についての調整がまだできていないということです。

○議長（後城一雄君）

7 番議員、浪瀬真吾君。

○7 番（浪瀬真吾君）

9月3日の学園説明会の学園に対する意見や質問の中で、大変良いことなので是非進めても良いという意見や、雇用についての意見、質問、また、寮についての質問等があって、一部は反対等の意見もありましたが、全体としては前向きな質問ではなかったかと思っております。

今後の執行部の対応はどのようにされていくのかお尋ねをいたします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

先ほどちょっと話をしましたけども、やはり公募していますので、もちろん今から、例えば現地に赴きまして視察、大楠の方も話を聞いたところによりますと、視察に役員さん達で行きたいという話が上がっているようでございます。

音琴の方にも視察はどうですかと意見も出ました。これはなかなか決めなければ行きづらいと話も出ておりましたけれども、双方行ってもらっても構わないと思います。一応見ていただいて、最終的にはそういう視察をしてもらって、その後もう 1 回意見交換等をやりながら、そして、最終的にはきのくにの方にどちらに進出希望ですかということをお願いしなければいけないかと思っております。いろんな事情があるでしょうから。ですから我々もいろんな意見を聞きながら、教育長とまちづくり課長には何回となく地域には行って、やかましく言われても聞きに行けということで言っておりますので、意見を聞いて、そしてみんなで判断をしようと考えております。よろしくお願ひします。

○議長（後城一雄君）

7 番議員、浪瀬真吾君。

○7 番（浪瀬真吾君）

同じく執行部との意見交換会の中で教育長は是非お願いしたいと、その時の発言ですよ。町長はまだはっきり決めていないという旨の発言で、町長と教育長の見解には温度差があったように感じました。先ほどはちょっと前向きな答弁をされましたけど、今回、その時の発言と今日の発言がちょっと前向きになったなと感じているわけですが、どうして急に変わったのか。あの時は全然白紙の状態、するもしないもという言い方で、地元の皆さんは本当に疑問を抱かれていたんです、あとから聞いてみると。そこのところをもう一度、見解をお願いします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

私はあまり、作戦は練っていないんですけども、きのくにの音琴の方は職員だけ、教育長達が説明に行くということで聞いておりました。今日お見えの地域の団体の方から、是非町長も出席してくださいと文書等もいただきましたので、そうしたら私も行かないといけないということで行きました。ですから、あまり私も介入したらいけませんのでお願いしております。ですから、大楠も気持ちが変わったわけではなくて、何回もそういう視察なり、説明会もしなさいということで指示をしております。そこでそういう話で大楠地区の役員さんが行きたいと言われているということで、それは大いに良いことで行きなさいと、どっちでも公平に見てもらって、最終的にはきのくにで決めてもらえば良いわけですから、大きく変心はしておりませんが、気分が良いのかもしれませんが、そういう発言になっております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

7番議員、浪瀬真吾君。

○7番（浪瀬真吾君）

特に西部地区の皆さま方の意見集約、あるいは連絡調整をする窓口というのはどういうふうになっているのかお尋ねをいたしたいと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

窓口というのは、まちづくり課と教育委員会が窓口で良いかと思っております。特にどこだと決めておりません。役場全体で結構ですし、私でも結構ですので連絡していただければ良いかと思っております。

○議長（後城一雄君）

7番議員、浪瀬真吾君。

○7番（浪瀬真吾君）

執行部の窓口はそうでしょうけども、西部地区の窓口というか、受け皿というのはどういうふうになっているのかお尋ねをいたしたいと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは、やはり団体の方がいらっしゃいますが、基本、自治会なんです。自治会に了解を得ないとどうにもだめですので、その中心的なものは学校周辺の方のご意見を聞かないといけませんから、ここを大事にしながら進めていかなければなりません。だから窓口というのは、自治会の話になれば自治会に、大きな話になれば自治会の方をお願いをしなければなりません。しかし、本当の意見というのは近隣の方が一番心配されていますので、近隣の方の意見を大事にしながらいきますので、窓口といえどもわかりませんが、対応をですね、窓口の。役場の方の窓口はそうですけども、そういう地域の考え方はそういうふうにもっていかうかと思っております。

○議長（後城一雄君）

7番議員、浪瀬真吾君。

○7 番（浪瀬真吾君）

私は、西部地区の方が約 70、80 人集まられた時、今年の 2 月 21 日に聞いておりますが、その集会の折に、この廃校跡地利用の代表者、自治会長ではなくで、そこには自治会長もお見えだったと思います。それから区長さんも、出席された方も、出席されなかった方もおられたと聞いておりますが、その席の中で、結局窓口をその団体の代表者と、2 人の方を代表に決めて、1 人の方を連絡役ということで決めたと。そこに執行部も総務課長をはじめ財政管財課長、教育長あたりも出席をしておられたと聞いております。そういった中で町長との横の連絡あたりが、今の町長の答弁を聞いておりますとなかったように感じますが、その辺りのその時出席しておられた教育長をはじめ他の課長さん、どのような考えなのか。連絡調整が取れていたのか、教育長はわかっておられたのでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

確におっしゃるとおり、その場での団体の代表者としてお 1 人の方のお名前を挙げさせていただいて、そしてその方ともお話を展開していくというふうに確認をいたしております。併せて、いろいろな基本、自治会の方々のご協力も必要でございますので、団体の代表者の方、そして学校周辺の方々、あるいは自治会の区長さんをはじめとする自治会代表の方にもお話をしていくという形を取らせていただいたところでございます。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

7 番議員、浪瀬真吾君。

○7 番（浪瀬真吾君）

こういった説明会を開く場合に、この廃校跡地検討委員会というのがあるようでございますが、そこに先般も、9 人の方で構成をされている要綱等があるわけですが、総務課長、あるいは財政管財課長、建設課長などメンバーに入っておられますが、話し合いに出席をされないのはどうしてなのか。本当は一緒になって横の連絡を取るためにも出席をしなければいけないと私は思っています。どうして、そういった横の連絡調整ができなかったのかお尋ねします。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

学校跡地活用検討委員会につきましては、彼杵小学校の統合の時から継続して委員会を開いているところでございます。できれば役場の関係者のみではなくて、町長にも参加をしていただきたいところでございますが、なかなかこのメンバーの集まる時間帯の設定だけでも非常に難しいところがありまして、町長ももろもろの公用等でお出かけになることもありましたが、先ずは私達検討委員会のメンバー、委員の方で検討を済ませ、それを町長に報告をする形で、不可能な場合には展開していこうというふうに確認をしたところでございます。以上です。

○議長（後城一雄君）

7 番議員、浪瀬真吾君。

○7 番（浪瀬真吾君）

今までに利活用検討委員会は、何回ぐらい開かれましたか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まちづくり課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（松山昭君）

検討委員会につきましては、28年に3度、今年に入りまして1回開催をしております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

7番議員、浪瀬真吾君。

○7番（浪瀬真吾君）

あまりにも回数が少ないのではないのでしょうか。今年に入って1回、28年3回、4回ですよ。この会議の中で委員長を選出となっておりますが、委員長はどなたですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

総務課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（森隆志君）

検討委員会の委員長は、その当時の要綱では副町長ですけども、副町長は不在ですので、私が代理ということで司っております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

7番議員、浪瀬真吾君。

○7番（浪瀬真吾君）

総務課長の答弁は、その当時は副町長ということでございましたが、皆さんで互選するような言い方を、組織する委員長はですね。委員長を決める会議等も開かれたんですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

総務課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（森隆志君）

検討委員会の代表者を決める時は、集まったメンバーの中で互選をして、私ということで決めさせていただきました。

○議長（後城一雄君）

7 番議員、浪瀬真吾君。

○7 番（浪瀬真吾君）

4 回ということをごさいましたけども、この学校のアンケートの他に、アンケートは集約しておられるということは聞きましたけども、他に地域からの要望等は、別に、先ほど任意団体というようなことを言われましたけども、そういったところからの要望等はなかったのかお尋ねします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは、今日お見えの傍聴に来ておられます音琴地区の方の有志の方から要望という形で出ております。それが 1 件、私は記憶しております。

○議長（後城一雄君）

7 番議員、浪瀬真吾君。

○7 番（浪瀬真吾君）

主な内容はこういったものであったのかお尋ねします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まちづくり課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（松山昭君）

音琴小跡地域周辺近隣有志の方からでございますが、学校管理の適正な管理並びに跡地活用については、願いの項目として 5 項目ほど上げられて、活用についての提案もいただいておりますし、丁寧な住民説明も進めていくようにと要望がっております。以上です。

○議長（後城一雄君）

7 番議員、浪瀬真吾君。

○7 番（浪瀬真吾君）

もしよろしければ 5 項目をお聞きしたいと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まちづくり課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（松山昭君）

まず 1 点、第 1 に教育に係る企業の誘致、大手の塾、私立の小中高一貫校。2 番目に保育園、幼稚園などの設置の検討。3 番目に高齢者施設を保育園、幼稚園を併設し、子どもとお年寄りが交流

しながら教えたり教えられたりしながら共生できる場所。4、医療機関の誘致、町立病院の新設。5、地域に雇用を生み出す地域密着型の企業誘致。以上です。

○議長（後城一雄君）

7番議員、浪瀬真吾君。

○7番（浪瀬真吾君）

こういうふうにひとつのことをするためにも、常に執行部が、各課長さんあたりが町長、教育長、横の連絡を取りながらいかなければ何事も先に進まないし、解決もしないと。そういったことで、今後執行部が情報を共有しながら何事についても前に進められるよう望みまして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（後城一雄君）

これで7番議員、浪瀬真吾君の質問を終わります。

ここで昼食のため暫時休憩します。

暫時休憩（午後0時14分）

再開（午後1時15分）

○議長（後城一雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。引き続き一般質問を続けます。

次に3番議員、岡田伊一郎君の質問を許します。3番議員、岡田伊一郎君。

○3番（岡田伊一郎君）

それでは、先に通告をしておりました3点について質問をいたします。

まず始めに橋梁修繕等についてであります。平成27年度から橋梁点検業務委託を発注されておりますが、終了予定は何年度になっているのか。

国は全ての橋を5年毎に点検、診断し、必要な補修や架け替えを行うよう自治体に義務付けられました。予算が限られている中、多くの補修が必要となった場合、国の支援はどのようになるのか。

既に点検結果が出ている橋梁の対策と、今後の財源確保についてお尋ねをいたします。

次に、交通安全対策についてでございます。町内でも度々事故が発生し、特に全国的に高齢者による交通事故の割合が増大しています。今までも交通安全運動の啓発に取り組まれてきましたが、下記の取り組みについて伺います。

人を優先する交通安全思想の普及。交通安全施設の検証、整備等。効果的な安全対策等。高齢者の運転免許自主返納と対策。以上であります。

次に、3点目の国際交流についてであります。異文化体験を通じて幅広い国際感覚を身につけた人材育成を目指すことを目的に昨年度から実施されておりますが、今回も引率を含め12名が参加されたと思います。特に児童、生徒は限られた参加にならざるを得ませんが、参加できなかった子どもたちや保護者の方の意見聴取やアンケートを実施されたことはあるのか。また、今後ともオランダ訪問になるのか、近隣外国も考えられるのか。方向性についてお尋ねいたします。以上、登壇しての質問を終わります。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

岡田議員の質問にお答えいたします。1点目の橋梁修繕等についてでございます。

これは27年度ではなくて、26年から行っております。高速道路の跨道橋ということでございます。高速道路をまたがっている橋です。ここを改修いたしまして、以降29年までに146橋の定期点検を終了する予定であります。30年度までの診断を完了いたします。全体で154橋でございます。道路法施行規則により、町が管理します全ての橋梁点検が義務化され、5年毎の点検の義務化によりまして、健全度を再確認、あるいは再診断するため、2回目の診断を平成31年度より開始する予定になっております。

国の支援につきましては、社会資本整備交付金事業による補助率が、55%に加えまして後進地特例法、これは財政力に基づく嵩上げでございますけれども、55%に1.12倍乗じまして、29年度までは61.6%の交付率となっております。これは30年度以降は時限措置でございますので、交付率の削減の見込みによりまして、50%掛けることの1.12ということで56%に削減をされるように、大変厳しい状態になっております。これまでの補助率等の嵩上げ措置継続拡充に関する意見書、この議会にもお願いをいたしておりますけれども、こういう意見書を出しながら嵩上げをお願いしてこうと考えております。それから、定期点検診断結果より早期措置の対策を要する健全度3ということでございますけれども、10橋と報告をされております。その内、千綿宿水神橋は長寿命化計画に基づく補修を26年度に実施をいたしております。そして高速の里第2橋は、28年度補修対策済みでございます。健全度3診断は、道路橋の機能は損なわれていないものの予防保全の観点から措置を講じることが望ましい状態であるものであります。診断結果に基づき重要な橋梁に準じて補修工事が必要となります。健全度3の10橋の内訳と申しますと、里第2橋は対策済みですけど、この橋、泓橋、川内です。小峰橋、瀬戸です。千綿宿中橋、清心橋、後川内橋、串の浦橋、石坂橋、才貫田跨道橋、53-1橋というのですかね、木場です。健全度4。要補修は無しというのは下川橋、健全度1。良好で昭和34年建設でございます。

それから、交通安全の関係でございますけれども、これは内閣府が策定いたしております交通安全思想の普及徹底の内容には、人優先の交通安全の思想の下では、高齢者、障害者等の交通弱者に関する知識や思いやりの心を育むとともに交通事故被害者等の痛みを思いやり、交通事故を起こさない意識を育てることが重要とされております。人優先の交通安全思想の基本には、人優先の安全安心な歩行空間が確保される道路交通環境整備の推進が上げられます。交通事故死者数には、歩行者の占める割合が高いことから、通学路、生活道路、幹線道路等における歩道の整備等による歩行空間の確保が大事と考えております。

次には交通安全思想の徹底、普及ですけども、シートベルトの着用の推進、反射材の普及、飲酒運転追放などの各種交通安全啓発でございます。更には、運転者の安全確保のための、高齢者運転者をはじめとする運転者教育の充実を図ること。これらが主な施策として上げられます。なお、思想の普及、啓発活動については、自治体、警察、学校、民間団体、地域、企業及び家庭がそれぞれの特性を活かしまして、互いに連携をとりながら地域ぐるみでの活動の推進が効果的と考えております。

交通安全施設の検証、整備等でございますけれども、これは、カーブミラーの設置、ガードレール

の設置、交通誘導帯などの区画線の設置などがございます。それぞれの施設の検証と整備については、地区の区長さんや交通安全推進員のご協力や助言をいただいているところでございます。今後とも新規の設置や既存施設の修繕につきましては、予算の範囲内ではあります。優先的に取り組むべきものと考えております。ただ、信号機や横断歩道の設置については、安全対策上の危険度や事故の発生度合い、付近住民や利用者の意見を含め何回となく設置の陳情をいたしておりますが、県公安委員会の認可と県の予算による事業だけに時間が掛かってしまい、思うどおりにはいかないものでございます。

また、1番目の質問では、橋梁の点検の話でございましたけど、昨今の交通情勢から橋梁の幅員が狭いために車両の離合が難事している橋梁もあり、その整備や対策も将来的に必要と考えております。

次に、効果的な安全対策等でございますけども、最近の有効的な交通規制、安全対策のひとつに生活道路における歩行者等の安全通行を確保することを目的として、区域、ゾーンを定めて時速30kmの速度規制を実施するとともに、その他の安全対策の必要において組み合わせ、ゾーン内における速度抑制やゾーン内を抜け道として通行する行為の抑制等を図る生活道路への対策があります。幹線道路に比べて幅員5.5m未満の生活道路では、交通事故死傷者、全体に占める歩行者内での死傷者や自転車乗用中の死傷者の割合が高いことから、ゾーン30の整備を進めております。町内でも国道205号と蔵本2号線が囲む蔵本地区、そして旧長崎街道がある本町、金谷地区に認可をされております。ゾーン入り口の対策は、標識等の設置によりまして、ドライバーに対してゾーンの入り口を明示。ゾーン内の対策では、最高速度30kmの区域内規制、路側帯の設置、拡幅等、カラー舗装、交差点のカラー舗装など、ゾーン内には通学路も含まれていることから、児童の登下校の安全対策にも寄与しているというところでございます。

最後に、高齢者の運転免許自主返納と対策でございますけども、これは、今日の新聞にも取り上げておまして、全国でも14万人が返納したと記事がございました。これにつきましては、本町の場合は、確かに、高齢ドライバーによる交通事故を防ぐためには、政府が新たな対策をいろんなことを考えております。その中で安全運転サポートというふうな車を普及をさせまして、この車に限って運転できる限定免許の導入とか、誰が運転しても、どんなトラブルが起きたとしても事故の抑止や被害軽減が期待できるという点で、車そのものの安全性を高めることは最優先の課題でございます。したがって、今、自動ブレーキとかアクセルの踏み違いによる急加速を防ぐ仕組みは既に実用化されておりますが、現状はメーカーによって性能のばらつきが非常にございます。高齢者事故対策の基本というのは、判断力や運動能力が著しく低下したドライバーの自覚を促し、免許の返納に繋げていくことだと思っております。しかし、本町の場合は、交通空白地帯が多くありますので、本当にこれでいけるかどうか。タクシーの助成とか、こういうものを考えながら進めていかなければならないかと思っております。

ただ、この高齢者の事故対策というのは、運転能力の衰えた人を見つけて免許を取り上げて終わる話ではございません。運転できなければ、先ほど申しましたとおり生活の足の確保が支障となっておりますので、買い物や病院も通えず、外出の楽しみを奪うこととなりますので、ここら辺の政策の最終的なゴールではないと思っております。したがって、どなたが、各地区に何人ぐらいいらっしゃるのか。これをどうやって把握をして、こういう運転免許証をいつぐらいに返される

のか、本当にバスに乗ってもらえるのか。この辺の見極めが必要になってまいりますので、若干時間がかかりますが、そういう取り組みをしていかなければならないと思っております。登壇での答弁とさせていただきます。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

岡田議員のご質問に答弁いたします。国際交流についてということで、参加できなかった子どもたちや保護者の方の意見聴取、アンケートを実施されたことはあるのかというご質問でございます。

まず最初に、本町の国際理解教育の拡充を目指すという観点で、今回、昨年に引き続き、議員の皆様のご理解により、時代を担う小中学生 8 名と引率随員 4 名、計 12 名をオランダへ派遣し、国際交流と国際理解を深める機会を与您いただきましたことについては、大変ありがたく一生の宝物と感謝にたえない次第でございます。先週、帰国報告会を開催をいたしましたけれども、子どもたちも大変ありがたく喜んでいただいております。感謝申し上げますが、昨年は 8 名の募集に対しまして 25 名の応募者がございました。しかし、今回は 11 名と少なかったこともありまして、帰国してからではございましたが、9 月 1 日登校日の時に、小学校 6 年生から中学校 1、2、3 年生の保護者に対しまして意見聴取やアンケートを実施させていただいております。詳細につきましては、また後ほど追加質問等ございましたらご回答申し上げたいと思います。以上、登壇での答弁を終わらせていただきます。

○議長（後城一雄君）

3 番議員、岡田伊一郎君。

○3 番（岡田伊一郎君）

橋梁等について、まず質問をいたします。計画的に修繕を行っていけば、修繕せず架け替えに比べどれだけの節約になるのか、試算というのは出ているのですか。修繕せずにそのままほったらかして新規に架け替える値段等。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

橋梁診断では出ていると思います。当然、全て架け替えたら良いのか、例えば水神橋はご存知でしょうけども、あそこは橋脚はそのまま、あるいは橋は鋼製ですので錆びを落として塗り替えて、そしてつなぎ部分は腐食をしておりましたので、そのまま腐食のところに溶接をして新たなものに取り替えるという部分替えをしております。そういう判断はしております。だから費用対効果まで出せるかどうかは記憶にございません。後ほど時間があれば調べさせますけど、費用対効果までたぶん出ていると思います。どういう工法が一番ベストかと、出ていると思います。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

3 番議員、岡田伊一郎君。

○3 番（岡田伊一郎君）

通常点検、定期点検、異常点検とございますよね、点検する時。どのような方法で実施をされる

のか、点検の方法。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは、全て委託をしますので、たぶん放射線を使つての診断はしていないと思います。打音といますか、テストハンマーで叩きながら、音を聞き分けながら、あるいは外視といますか直視をして、これは腐食が進んでいるとか、音あたりをしながら確認をしていますので、そういうことをやっていると思います。全部委託しております。職員は、亀裂が入っていればすぐわかりますので、誰が見ても直視すれば亀裂の部分はわかると思います。

○議長（後城一雄君）

3番議員、岡田伊一郎君。

○3番（岡田伊一郎君）

委託をしているところはそれでいいですが、委託の後に、例えば目視の他に、上部工、下部工、支障部、路面など、橋って多岐に亘りますよね。それは日々のパトロール等で対応できるんでしょうか、役場の職員だけで。お尋ねします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

たぶん無理だと思います。私も月に何回か、さっき言いました建築物については、教育委員会とか役場とかは点検表を作らせて屋上を見なさいと、壊れてからするのではなくて、壊れる前に見なさいとさせておりますので、できましたら道路あたりも年に1回ぐらいは計画性をもって、もちろん路面に出ればすぐわかります。地域の方も言われますので、最大限、職員も活用しながら、目視とかできるように、技術力がなくてもわかるような要請をしていこうと思っております。

○議長（後城一雄君）

3番議員、岡田伊一郎君。

○3番（岡田伊一郎君）

国の事業のことについてお尋ねいたします。防災安全交付金を使うと、橋ごとの重要度に関係なく一定の安全性が求められるために、支出が必要以上に嵩んでしまうということはないんですか。国の基準で防災安全交付金を使うということはないんですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

建設課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（山口大二郎君）

事業の、防災交付金というので修繕する橋梁のですね。今、先ほど町長の説明にありましたように、点検により健全度で早期な措置が講ずべき状況ということで診断をした橋梁についてまずどう

いうふうな修繕をするかというのを分類をしまして、その中で橋梁の修繕の内容を決定をしていきます。その中で、支障の点検とか伸縮装置とか高欄の塗装とか、そういう修繕の内容を決定して、それを設計に反映して補助金、事業費の申請を決めていくような形で、毎年の修繕の費用を固めていくような形になります。

○議長（後城一雄君）

3番議員、岡田伊一郎君。

○3番（岡田伊一郎君）

そうしますと、緊急輸送道路と、生活道路とで橋の維持をどのようにやるのか、地方の実態に合わせた対策、対応はできるんですね。その点についてお尋ねします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

建設課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（山口大二郎君）

議員が言われますように、基本的には健全度、全体で150橋以上の橋梁が点検の対象となっております。他にも橋梁の調査の対象としては跨線橋とか高速に架かっている部分もございますので、それを全体含めまして重要な橋梁から重点的に先行して、生活に直近している橋梁の方から対策を講じていく手順になるかと思えます。

○議長（後城一雄君）

3番議員、岡田伊一郎君。

○3番（岡田伊一郎君）

先ほど町長は、下川橋は重要な架け替えとか補修をしない橋にあたりとおっしゃいました。ただ、先ほど町長も交通安全と含めておっしゃいましたが、車両同士の離合ができない上に、特に雨の日は歩道もなく、児童の通学時など歩行者も危険な状況であると思うんですが、この橋は今度架け替えも含めて検討をするという意味で捉えてよろしいのでしょうか。お尋ねします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

先ほど申しましたとおり下川橋は健全度1で良好となっております。確かに幅員が足りなくて拡幅という話も以前からあっております。昭和34年建設でございますので、かれこれ50年近く60年になろうとしています。ですから、老朽化的に入っていると思えますけれども、健全度は1ですので今すぐやる必要はないわけです。やはりいつかの時点では検討しなければなりませんけど、しかし、人口減少で、例えば何年ごろ、それまでもてるのかどうか。そうなれば、通らなければ、今度は取捨選択です。落としてどこかに新たに造るということもあります。そういう場合、下川の場合は幹線ですので、そこは新たに路線を替えて造った方が良いのかどうか。そういう判断で。いつかはやり替えなければいけませんから、今すぐは財政的にも「はいします」と言いづらいところはあ

ります。充分、地元の意見あたりを尊重しながら進めてまいりたいと思っております。

○議長（後城一雄君）

3 番議員、岡田伊一郎君。

○3 番（岡田伊一郎君）

わかりました。

次に、交通安全対策についてお尋ねします。町単独の交通事故死 0 という設定、日にちを設定して、ずっと日付をおって、今 1000 日だ、1500 日だという目標を設けられる考えはないんでしょうか。お尋ねをいたします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

やはりそれは、意識付けをするためには必要かと考えますので検討してまいりたいと思います。

○議長（後城一雄君）

3 番議員、岡田伊一郎君。

○3 番（岡田伊一郎君）

次に、道路のイメージ頒布についてお尋ねします。このイメージ頒布というのが、視覚的効果で立体路面表示を行って通行帯を狭く見せる方法。こういう方法で車のスピード、車を減速させる方法ですが、これを中心部なんかに取り組み考えはあられないのかお尋ねします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは、ゾーン 30 の県あたりの説明会とか国交省の説明会の中では、今おっしゃったイメージ頒布ということで立体的に見えるように、そういう工法もあったんですけども、いかんせん幅員が狭いものですから、そういう余地がないということで平面の塗装となっております。必要であれば、そこからスピードを出して良いとか問題がありますので、そこはイメージ頒布あたりの区画線の設置、こういうものを検討していかなければならないと思っております。

○議長（後城一雄君）

3 番議員、岡田伊一郎君。

○3 番（岡田伊一郎君）

特に本町の道もそうですけど、蔵本 2 号線はちょうど抜け道になっておりまして、国道 205 号の。ちょっとこれは他県のナンバーもスピードを出して行くんですよ。だからスピード制限は、先ほど町長が言われていましたように、公安委員会が担当ですので、なかなか早く実現ができません。今、歩行者ゾーンで緑のラインを引いてもらっていますけど、できれば部分部分にしてもらえば、視覚的にどうかなと考えております。

それと併せまして、夜間の事故対策として交差点鉾、自発光帯ですね、光るのがあります。それとガラス舗装の組合せによる対策等は考えられないのかお尋ねします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

いろいろ交通量の実態とか交通の流れとか交通量とか、それらを加味して必要であればそういうキャッツアイ的な設置あたりも可能かと思いますので、検討してまいりたいと思います。

○議長（後城一雄君）

3 番議員、岡田伊一郎君。

○3 番（岡田伊一郎君）

最後に高齢者の運転免許自主返納でございますけども、タクシー利用者への補助やコミュニティバスの今後の活用をどう、返納された方に対して方策を取られるのかお尋ねをいたします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは、返納されるのは良いんですけども、タクシー、何人ぐらいいらっしゃるのか。でたために皆さんが計画的に返されて、例えば、交通空白地帯ですね、バスや列車が走っていない所、そこをどうするかです。そこ辺りはやはり、逆に国が行っております、あるいは警察庁が行います訓練して免許証を長く持てるようにする方法も、今、研究されております。そっちの方を重点して、健康で運転してもらうような試験もしなければなりません。そして、それ以外はタクシーを利用するというものですけど、限定して病院と、例えば買いものだけとかしないと、全てを使ったらとてもじゃないです。そういう制度も検討しなければいけませんけど、なかなか財政的にやれるかどうかわかりません。併せてタクシーの援助とか、あるいは地域で、自治会でコミュニティバスみたいなマイクロバスを地域で運用して、安上がりで、若い人が、元気な人が老人の方の、完全予約制でやるような地方の町営バスみたいな、そういう方法も検討しながら、併せて何もない所、どうしてもならない所はタクシーチケットの助成とか、そういうことを考えていかなければならないと思っております。要はそういう方が何人いらっしゃるのか。戸籍だけではわかりませんので、現場で話をして本当に免許証を返される方が何人いるのか。その辺を調べないといけませんので、そういう時間がかかるかと思っております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

3 番議員、岡田伊一郎君。

○3 番（岡田伊一郎君）

そうしますと路線とバス停を細かく網羅して、先ほど町長が言われましたように中心地から離れた所は予約制で回るような方策を、将来は是非検討していただきたいと思っております。

次に、国際交流についてお尋ねします。今回の応募者、小中学校の人数をお尋ねをいたします。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

応募対象になる児童生徒数ですね。千綿中学校が 75 名、彼杵中学校が 128 名でございます。千綿小学校 21 名、彼杵小学校 38 名でございます。小学生は 6 年生のみですので、6 年生に限らせていただいております。

○議長（後城一雄君）

3 番議員、岡田伊一郎君。

○3 番（岡田伊一郎君）

今回の応募者は 11 名とおっしゃったものですから、小中とお尋ねします。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

応募者につきましては、中学生が 2 名、小学生が 9 名でございます。全部で 11 名です。

○議長（後城一雄君）

3 番議員、岡田伊一郎君。

○3 番（岡田伊一郎君）

中学生 2 名、小学生 9 名ということだったですね。参加者を振り分ければ、中学生は選考なしでそのまま行かれたということですか。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

中学生は彼杵中学校からだけでしたので 2 名、小学生はそれぞれ千綿小、彼杵小から 3 名ずつと計 6 名、そして 8 名が行ったということになります。

○議長（後城一雄君）

3 番議員、岡田伊一郎君。

○3 番（岡田伊一郎君）

8 名が全体で参加されたものですから、中学生 2 名、小学生 6 名だったんですね。中学校の参加が 2 名になった、応募も 2 名だった理由というのか、その辺原因というのか。前はもっと多かったですよ、先ほどおっしゃったようにその辺はどういう理由なんですか。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

これにつきましても、私共もなぜかなということで保護者等にアンケートをとらせていただいたところでございますが、希望しなかった理由というのが、その中にはテロの多発、そして北朝鮮のミサイル問題などの安全面で海外は怖いという不安があったから。そして 2 番目が、子どもが興味を持たなかった、意欲を示さなかった。作文、レポートが苦手で言葉や会話にも不安がある。そして受験のため、部活動、地域活動、習い事のため。そして 3 番目が、保護者自身がよく知らなかったということ。4 番目が、金銭面、生活面で余裕がない。最後に、選ばれる人数が少なくて自分の子どもは選ばれないと思ったと、最初からあきらめていたと。もう少し子どもの背中を押してあげれば良かったなという意見も出ておりました。以上です。

○議長（後城一雄君）

3 番議員、岡田伊一郎君。

○3 番（岡田伊一郎君）

今回は国際情勢で、子どもたちは危険だから差し控えさせたいという方はわかりましたが、前回

教育長の答弁で、帰って来て報告会をする時に、それぞれの学校で2名ずついれば研修結果報告をする時に互いに話し合いができる、このディスカッションもして報告もできるということだったんですが、こうなれば今回参加が少なかった。しかし、経費も掛かるということになれば、パスポート代も全部補助対象の中に入っていたんですか。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

旅費等につきましては、宿泊費等については、この町からの経費の中に入っていますけれども、パスポートは今後5年間あまりは自分の、個人的に活用することもできますので、それは個人のものということで各保護者に負担をしていただいております。以上です。

○議長（後城一雄君）

3番議員、岡田伊一郎君。

○3番（岡田伊一郎君）

オランダに行って、小学校というのは、まず語学の面で勉強もされていると思うんですけど、なかなか語学で厳しいかなという私の思いでいるんですが、児童の国際交流に対する教育長の考え方というのはどうですか。中学生は勉強もずいぶんしていると思いますが。と言いますのは、川原慶賀シーボルトの画、アンネフランクの家やユダヤ人迫害について、どのような機会でも今後の教育に繁栄させられるのか。小学校の時に、6年生でしょうけども。どういう考えられますか。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

まず第1点は、前年度、去年は3泊5日でした。オランダには実質的には3日しか居ないという中で研修でした。だから、小学校5、6年生から中学生までという対象でございました。今回は4泊6日ということで1泊増やしております。せっかく高い旅費をかけて行くので1泊増やして、もっといろんなことを見聞を広めようということでありましたけれども、ちょっと1週間あまりも家を空けるのも5年生にとってはちょっときつかなということで、6年生から中学校3年生までということにさせていただいたところです。今回、特に力を入れましたのが、事前研修であります。特に派遣が決まりましたからは、週に1回それぞれ1か月あまりの間に毎回計4回ほど研修会をもっております。まず第1回目は、現地オランダ等の様子、そして外国に行く飛行機の中での過ごし方、あるいは生活の様子などについての研修。

2番目は、語学についてでございます。オランダ語の基本的なところ、例えばおはようございます、こんにちはというところなんですが、ほとんどオランダの90%以上は英語が通じますので、英語での挨拶の会話なども、それぞれ子どもたちも自分なりに一生懸命勉強をいたしておりました。5年生、6年生は英語の授業もあっておりますので、そういう中で、事前にかなり英語の勉強に力を入れていたものと思っております。

それから3番目は、先ほどでましたようにシーボルトとかアンネフランクもそうですけれども、特にシーボルト、出島などに関しましては、長崎の出島会館などを訪問をいたしまして、その前に長崎の日蘭協会にも訪問をいたしまして、そこでオランダの様子などについて詳しく説明を受けて

行ったところでございます。そして出島の方に行きまして、そこでも出島の交流館の人に、シーボルトのことなどについて半日研修を受けて理解を深めているところでございます。アンネフランクについては、中学校の教科書などにはアンネの日記という形で載っている教科書もあるんですけど、改めてこれを夏休み中の派遣前までに読んで欲しいということで、アンネの日記のコピーを全員に渡しまして読んでいただいて、アンネフランクのおかれた状況、ユダヤ等の問題などについても勉強をしたところでございます。そういう中で出発をいたしましたので現地のガイドさんとか、あるいは博物館等の先生方からもみんなよく知っているねとお褒めの言葉をいただいたところでございます。以上です。

○議長（後城一雄君）

3番議員、岡田伊一郎君。

○3番（岡田伊一郎君）

オランダも先ほど言われましたように90%以上は英語圏、英語で喋れると思うんですが、英語に親しむためとか、そういう英語圏の文化を親しむためには佐世保市の米軍基地なんか、いらっしやいますよね、お母さんとか子どもとか。そういうものの交流とかは考えられないですか。お尋ねします。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

英語の学習につきましては、今、本町ではALTが4名も来ていただいております、その中で日々学校の中で英語の学習は充分交流できるようにしております。また、今回アメリカからおいでになりました新しいALTは、ご家族で5人おられまして、奥様も、子どもたちも彼杵小学校におりますし、奥様も日本人でございます、英語も日本語も両方できられるという環境でありますので、今そちらの方を活用することを中心しているところでございます。今ありました米軍基地などとの交流につきましては、まだ検討していないところでもありますけれども、佐世保市教委の取り組みとか、あるいはその活動の様子など、特に米軍とのかかわりでは若干いろいろな諸問題がでてくるかもしれませんので、そういうことも充分精査した上で検討させていただきたい思っております。

○議長（後城一雄君）

3番議員、岡田伊一郎君。

○3番（岡田伊一郎君）

たぶん佐世保市は、交流を持っておられると思うんですよ。政争は別にして。子どもたちと同じ年代で触れ合うのが一番、遊びながら覚えるという感じでございます。

もうひとつ私が懸念しておりましたのが、オランダに行く人がどうしても選ばれた人になってしまいますね、少人数ですから。予算もございませんですから。だから行かなかった人で、本当は行きたかったんだけど行けなかったという人たち。はじめからもう行かなくても良いという子どもたちもいるでしょうけど、そういうことをやはり避けるためには、できれば、みんなで行ける方法が一番良いのかなと。今のところ予算が限られておりますので仕方がないと思うんですが、子どもに対する教育として、叱るよりも褒める方が子どもが主体的に取り組むようになる傾向が強いということが出ております。子どもに自ら学習する態度を身につかせるためには、意欲と環境をサポート

することが大切だということが述べられておりますものですから、今後国際交流にしても、子どもたちには条件を同じにしてやっていただくのが一番望ましいのではないかと思うんですが、教育長の考えをお尋ねいたします。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

条件はできるだけ緩やかにできればと思っておりますが、ただ、発達段階におきまして、やはり小学生はちょっとここまではというので、6日間ほど家を空けるのはということから6年生は可能かなと、あるいは中学生のみにとということもでてくるかもしれません。ただ、たくさん子どもたちにそういう経験をという意味からいきますと、やはり前後1泊ずつ計2日間は機内でございます。その時間がちょっともったいないという気もいたしております。そういう意味でアンケートでも出ていたんですが、とにかく第1番目に訪問国としては治安の意味で安全で、治安もよく衛生面が整っている国ということ、テロ等が心配されない国、世界遺産がある国ということ。あるいは県とか東彼杵町と深いかかわりがある国というふうなこと。例えばブータン王国とか、あるいは他にもニュージーランドとかシンガポールとか上がってきておりますけども、今、中国、韓国の関係がちょっとあやふやでございますので、本来ならばでてくる場所なんですけども、今のところまだそうないと、韓国はいいのではないかということですけども。英語圏の中で、東南アジアで行ける場所が出てくればという意見も出ております。これについては、今からまた関係機関、保護者の方とも協議をして決定していけるようになればと思っておりますのでございます。

○議長（後城一雄君）

3番議員、岡田伊一郎君。

○3番（岡田伊一郎君）

オランダは確かに、今お茶を輸出されてオランダでされています。これはまた青年になってからも、中学校を卒業してからも研修の機会があると思うのですが、町もそういう感じで。できれば、みんな同じ条件をするなら先ほど言われたように、私はシンガポールとか、近くで機内で泊まるのではなくて、現地で充分日数が使えるような形で今度検討していただければと思うんです。私の質問は以上で終わります。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

建設課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（山口大二郎君）

先ほど保留しました橋梁点検の長寿命化計画の点で回答を加えます。長寿命化計画については、24年に実施をしております。今回調査を26年からということで説明をしましたが、これと同じ橋梁数で156橋分析の対象としまして長寿命化の計画を行っております。基本方針としましては、健全度の把握及び日常的な維持管理に関する基本方針とともに予防的な修繕をすることにより、ラ

ライフサイクルコストの削減を図ることを目的に計画策定をしております。長寿命化の効果としましては、この時点ではやはり事業費が、壊れてからの橋梁、これを保全、し直すということは膨大な事業費がかかるということで、長寿命化の策定をすることが大きな事業の策定目的の主眼であったわけですが、その時に一応、事後の保全の事業費としては6億8000万円という事業費を計算をしております。今回、予防保全の事業費としては1億4000万円ほどかかるのではないかとということで概略を算定をしております。その差額がいわゆる長寿命化を計画をすることで削減効果を見出すということでシミュレーションをして、今回の事業をスタートをしております。以上で説明を終わります。

○議長（後城一雄君）

これで3番議員、岡田伊一郎君の質問を終わります。

次に5番議員、口木俊二君の質問を許します。5番議員、口木俊二君。

○5番（口木俊二君）

先に通告をしていました2項目について質問をさせていただきます。午前中に同僚議員が質問されて重複することがあると思いますが、なるべく重複しないような質問をしたいと思っておりますので、よろしくお聞きしたいと思っております。

まず1点目は、きのくに子どもの村学園の誘致について町当局の考えをお聞きしたいと思っております。昨年8月に旧大楠小学校で、県内外から応募をされたサマースクールが開催されました。このサマースクールを実施するにあたり、何がきっかけで始められたのか詳細をお聞きしたいと思っております。3年ほど前には、町長は和歌山県のこの学園まで視察に行っておられます。そして学園の理事長の考えに賛同をされたのだと思っております。賛同されなかったらこの学園の話はなかったかなと思っております。そして、旧大楠小学校で、サマースクールが3泊4日で実施をされました。最後の日に報告会が開かれたと思っておりますが、私は所要がありましたので行けませんでした。担当部署の職員は何名行かれたのでしょうか。そして、その後からは、何の音沙汰もなかったようですが、地元の方と接触をされていたのか伺います。それから11月14日だと思っておりますが、旧大楠小学校で意見交換会ということで集会が実施をされました。その時の名目が、旧大楠小学校を考える会ではなかったかなと思っております。そして、いきなり子どもの村学園の話がでてきたので、地区の方、特に近隣の方が反発をされたのではなかったかなと思っております。結局、白紙撤回になりました。このことで町長の考えを伺います。

それから、その後アンケート調査をされています。その時は時遅しではなかったかと思っております。28年度末までに公募をされましたが、結局応募されたのはきのくに子どもの村学園だけだということでした。学園側は、受け入れてくれたらどちらでも良いということだと言われたんだと思っております。大楠校区での話しも進まないうちに、違う学校に話をすること自体おかしいのではないのでしょうか。先に大楠小学校区の方が納得されるまで執行部で足を運んでいただいた方が良いと思っておりますが、そうしないと音琴校区の地区の住民も戸惑ってしまいそうな気がいたします。町長の考えを伺います。

旧音琴小学校の近隣住民の方は、今現在、前向きに考えて話をされています。執行部の横のつながりを持って真剣に住民と向き合って欲しいと思っております。2年後の開校に向けて、今話をしっかり進めていかなければ撤退も考えておられます。リミットが迫っております。これは東彼杵町全体で

考えていきたいと思っております。

次に2点目であります。災害発生時の関係部署の対応についてお伺いします。

近年は、予想をはるかに超える集中豪雨が全国各地で頻繁に発生しております。今年は特に、時間雨量が100mmを超える日が多かったような気がしています。特に7月5日の九州北部豪雨では、今までにかつてない雨が、朝倉市をはじめ各地で記録的な大雨となりました。朝倉市、杷木松末地区では、私が20年ぐらい前に見た時は10mぐらいの川幅が、50mを超える大河になっていました。そこには彼杵に本店がある店舗が甚大な被害に遭っています。私も松末地区に行って想像を絶する場面に言葉を失いました。幸いにも東彼杵町では難を逃れていますが、災害はいつどこで発生するかわかりません。もし、我が町でこのような大災害が発生した時の担当部署の対応はどうされるのか伺います。そして、関東地区では雷も頻発しました。1回の豪雨に1,000回以上の発生が確認されています。長崎県では起こりにくい地形だと思いますが、竜巻も近年多発しております。今までの対応で間に合うのか、マニュアルは作成しているのかを伺います。

27年9月にも質問をさせていただきましたが、防災タイムラインのマニュアルは作成されているのか伺います。そして、河川氾濫の目安となる危険水位の表示の書き込みはどうされるのか。前回の質問で検討すると言われていましたが、検討されているのか伺います。以上で登壇しての質問を終わります。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

口木議員の質問にお答えいたします。

通告にないものですから、どんどん質問がありまして、わかりません。どういう質問があったのか全くわかりません。事前に言ういただければよかったですけども、ここに書いてあることだけしかお答えできません。気付いたところは答えようと思いますのでよろしくお願いします。

まず、きっかけということで聞かれておりますけども、きのくに子どもの村学園というのは、今から3年ぐらい前に町民の方が、おんぶにだっこという町民の方が代表の、その方がこどもの国ということで開催しようというイベントをされています。そこに、私も教育長とかまちづくり課長に来てもらえませんかという話になりましたので行きました。非常に良い話で、理事長の話がありまして、すぐさま意見とか出て、東彼杵町に作ってくれないかと保護者の方、長崎の方とか町内の方とかお出でになりまして、やって欲しいという話があります。そして、その後、百聞は一見にしかずでございますので、現場を見に行こうということで見に行きました。何と素晴らしい、和歌山の学校で、素晴らしい学校だなと。午前中も話しましたとおり、生きる力考える力、これを自己完結をしていくということで、非常にテストがないような、あるいは自分たちで全て決めていくという、生きる力はもちろんですけども、そういう学校で素晴らしいと思って、是非、誘致をしたいということで考えております。

そういう中でNPOの方がサマースクールをして、町民の方に少しでも知ってもらおうということで、町民の方がサマースクールをされています。それは、たまたま、大楠小学校の方を町としてはなんとかならないかとしておりました、実際ですね。そして、音琴の方はどちらかと言いますと、ホテルでもあるいはIT関係の研修所とか、いろいろなことが考えられますけども、そういう面で

活用できないかなと気持ちが山々ありました。そういうことでオープン・エーも入れて検討もしてみたんですけど、なかなかまちづくりというのは非常に厳しくございます。では公募をしようということで、2校とも公募をかけました。午前中しゃべったとおりでございます。いろいろな応募が来ることを期待しておりましたけれど、なかなかきておりません。

そういうことで、大楠小学校で考える会があって、私は参加しておりませんが、地域の方が反対があったということもございます。まずは知っていただくことで、そこにがんじがらめで大楠小学校に来るということではございません。やはり地域の方の理解を得なければなりませんので、まずは説明会に行こうということで、サマースクールをして、知っていただくというのが本音だったんです。ところが、町がもう決めたような話をされまして、決めておりません。そういう方向性はありましたけども、知っていただくということでしたところ、一方的に話になって、飛躍をしましていろんな話がでております。しかし、私はそういうことではなくて、丁寧に説明をしながら、この学校を是非入れたいなという気持ちは山々ありました。そうする中で公募をしたら両方とも上がってきたものですから、そういうことだということ。では、いつごろまでにこれを仕上げなければいけないかということで、7月までには完璧に仕上げようということで、どちらかに決めようということで考えておりました。ところが、午前中指摘があっておりましたとおりで、なかなか進行管理がうまくいかずにどんどん遅れております。そして、遅れて遅れてとうとう9月になったら、もちろん7月から新しい課長が代わりまして、教育長と一緒に各地域に説明会をして回っております。どちらかと言えば、慌ててしております。そして9月3日が音琴地区にもきのくにの理事長が説明会に来てくれという話があっておまして、それは話がありまして、私も出席をしてくれということで敢えて行ったわけです。その時はもちろん決めておりませんが、まだ音琴小学校と。今でも決めてないわけですけども、話を聞いてみますと、10月ぐらいまでに申請をしないと間に合わない。これは2年ぐらい前から話があるわけですから、この機会を逃せばこれは来ないと、撤退すると言われたら困るなと思って、何とか早くスピードを上げてやらないといけないということで、議員の皆さま方にも、是非、早急に視察あたりをしていただきまして学校の良さを知って欲しいというの山々でございます。

それで説明を丁寧にしようということで、大楠地区にも行きなさいということでやりました。そしたら、役員さん達が逆に視察に行こうということで昨日話を聞きまして、どうでしょうかということで課長も来ましたし、教育長も来ましたし、それは行ってもらうのも良いと、聞いてもらって良いと。しかし、それは役員さんだけの話でございますので、どうまとまるかどうかはわかりません。そして、また、音琴地区も確かに宙ぶらりんでいけないという悩みもわかりますけれども、どちらかに決めないといけませんので、いずれにしても早いうちに決断をしなければいけません。音琴地区も、町の方で手配いたしますので視察あたりをしていただきながら、そして、また意見交換会をしながら、結果的には、きのくにの方にどちらを選ばれますかということ、選択をお願いしなければと思っております。町ではどっちとは言えません。

したがいまして、大楠にと言われるのか、音琴にと言われるのか、あるいは撤退すると言われるのかわかりません。是非、撤退だけは避けたいなと思っております。したがいまして、そういう機会がございましたら、説明会というのは何度でも説明をします。職員も出向いていこうと思っております。よろしくお願ひしたいなと思っております。

災害発生時の関係部署のことなんですけども、これはピンポイントで発生した場合は、連絡網とかはできません、実際。災害というのはピンポイントで来た場合は全くわかりません。それは情報、テレビあたりを見ている人だけしかきませんので、わからないと思います。要は自助なんですよ。自分で、自分の身は自分で守るということを考えてもらわないと、それしかないと思っております。

連絡を、大雨が100mm降るから逃げろという暇がないわけですから。台風とかは事前にわかりますので、タイムラインあたりを今作ってやっております。事前に消防幹部の皆さんとか町の職員はわかっておりますけども、それがなかなか地域の方にわかっておられません。これは、やはり自主防災組織というのをもっと充実をして、そして、本当に自主防災組織が自治会によって機能するような組織にしておかないと、とてもやっていけません。現場に職員は誰もいないわけです。そこで判断するのは自治会でございます。自治会イコールそれぞれ個人の自主避難なんです。だから、そこは何回も訓練を重ねながら、危険の想定箇所、場所を確認をするとか、真剣に自分の身の回りの危ない所を点検をするとか、そういうことが避難につながっていった身の安全が確保できますので、そういうことかなと考えております。

実は、JAの防災学習会にこの前呼ばれて、彼杵支店に行きましたけれど、素晴らしい防災士の話聞きまして、その結果もやはり自主避難、自分で自分の身を守るというのが一番基本とされています。私もそのとおりと思っております。確かに、今度の防災情報システムあたりで、3月まで、今回の議会で契約の議案をお願いいたしておりますけど、これによりますと、今どこに避難している、逃げているというのが個々わかります。特に、スマートフォンを持っておられる方はすぐわかります。個別ラジオを持っている方も、ラジオを押せば自分の場所がどこわかります。それは個人ではわかりませんが、家庭の、そのラジオを持っている人だけがわかるわけです。そういうことが役場の方と双方向で確認できますので、そういうことができます。そうなりますと、その情報システムが入りますと、雨が何mm降るとか、危険ですよとかできます。もちろん、アメリカできていますハリケーンあたりが来た時は、実際来た時はどうするかでございます。ああいふ範囲になりますと、とにかく長崎県に居ては危ないわけですから、例えば熊本とか大分ぐらいまで逃げなければいけません。本当にそれが可能なかどうか。そうなりますと逃げなくていいのは、強固な建物に全部収容できるかということを実際に考えていかなければならないと思っております。今後とも大きな問題でございますので、いつどこでどう来るか、想定外がもう考えられますので、やはりこれは基本、自主防災組織の確立。そして、自分がいかにして身の安全を図るかというそういうお手伝いを町の方でしていくしか方法はないだろうと考えております。以上でございます。

私の補足で、まちづくり課長からきのくに学園のことを。

○議長（後城一雄君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（松山昭君）

経緯につきまして説明をいたします。27年2月15日に、きのくに子どもの村学園の堀理事長を招いた子ども子育て講演会が、NPO法人親子の安心と学びを支えるネットワーク主催で開催されたことが、まずきっかけでございます。そのNPO法人が、是非、長崎県できのくに学園を誘致したいという希望をもってございまして、27年10月7日から9日、きのくに子どもの村学園視察を町長、教育長、まちづくり課長で行っております。その後、28年2月に入りまして、是非、きのくに子ども

もの村学園が北九州校にもあるということで、1年終わりの会を見学することをNPO法人の方も進められまして、28年3月13日に視察を行っております。その後、サマースクール等を実施して、是非、きのくに子どもの村学園のことを周知したいという団体からの要望もございまして、協力をいたしまして8月に実施しておりますが、その前の6月24日に旧大楠小学校でのサマースクール開催について地元説明会を行っております。その後、9月になりまして、きのくに子どもの村学園、それまで東彼杵町での小学校開校とかは明言されておりましたが、サマースクールの実施に伴って、是非、こちらの方に進出したいということもございまして、11月14日、旧大楠小学校活用の意見交換会の場におきまして、そういった旨を報告をいたしておりますが、実際、それほどの反対があると思っておりますけれども、こういったサマースクールだけではなくて学校自体のことを紹介するような意見交換会をもっと早くから、こういうことだったら開催しておくべきだったとそのような反省をいたしております。実際、その意見交換会を基に、ご意見を基にアンケートの実施並びに再公募という、町内2校とも公募をとるということを4月まで行いまして、実際5月ごろに説明会等を両校とも実施する予定でございましたが、事務が遅延しまして7月に実施して現在にいたっているという経緯でございます。

○議長（後城一雄君）

5番議員、口木俊二君。

○5番（口木俊二君）

この27年の2月15日、NPO法人の招きでと書いてありますが、NPO法人というのはおんぶにだっこのことではないですよ。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

同じNPOですので、おんぶにだっこです。

○議長（後城一雄君）

5番議員、口木俊二君。

○5番（口木俊二君）

おんぶにだっこで、すくすくねんねとは違うんですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

すみません、2月15日にきのくに子どもの村学園の方が講演の開催に来られたのは、正式にはNPO法人親子の安心と学びを支えるネットワークというのが主催されています。すみません。

○議長（後城一雄君）

5番議員、口木俊二君。

○5番（口木俊二君）

これは、親子の安心と学びを支えるネットワークというのは、町内の方ばかりの集まりですかね。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは、長崎の方とか町内の方も2人おられますかね。川棚とか県内から、あるいは県外の方もいらっしまったと思いますけどね。そういうメンバーで、10名から15名ぐらいのメンバーだったと思っております。

○議長（後城一雄君）

5番議員、口木俊二君。

○5番（口木俊二君）

この2月15日の堀理事長の講演を聴いて賛同をされたということですがけれども、元々は長崎県内に誘致ということで東彼杵町に来てくれという話ではないんですよ、元々の話では、一番始め。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

わかりません、それは。我々は講演会に行ったまでです。講演会に行った中では東彼杵町に是非誘致をしてくれないかと。会場の中で、吉永議員もお出でだったですけども、会場の中で東彼杵町に作ってくれないか。町長もたまたま来ていますから、来てくれないかという要望はありました。そうしたら、私も感動しましたから、是非お願いしたいですね、ということをお断りしております。

○議長（後城一雄君）

5番議員、口木俊二君。

○5番（口木俊二君）

そうしたら、そこで賛同されて、町長もおられましたけど、その時に賛同された方で、3年前ぐらいに和歌山の方に視察に行かれたということですかね。その話を聞いてから。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

先ほど課長が言いましたとおり10月7日から和歌山の方に行っております。

○議長（後城一雄君）

5番議員、口木俊二君。

○5番（口木俊二君）

その時のメンバーはわかりますか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

松山まちづくり課長と教育長と私と3人、役場から行っております。あとはNPOのおんぶにだっこの方が、町の方ですけども1人、それだけです。町内から4人行っております。

○議長（後城一雄君）

5番議員、口木俊二君。

○5番（口木俊二君）

そうしたら、年が明けて28年の3月13日、北九州の方にも行っておられますよね。その時は何名で行かれたのか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これはたぶん、さっき言いました和歌山と同じのメンバー4人で行っております。

○議長（後城一雄君）

5番議員、口木俊二君。

○5番（口木俊二君）

6月24日に地元説明会があって、8月にサマースクールを実施をされましたけど、サマースクールは先ほど町長が言われたように、おんぶにだっこの方が主催になってされたんですよ。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは、まちづくり交付支援等交付金で指摘がありますとおり、これは町内の方が代表で運営をされております。

○議長（後城一雄君）

5番議員、口木俊二君。

○5番（口木俊二君）

7月で終了する予定が伸び伸びになって、今だに決着がついていない。大楠の方にも話をし、旧音琴小学校校区の方にも話をし、両方が、今度、視察にたぶん大楠の方も行かれると思いますが、音琴校区の方も地区の方もたぶん行かれるんじゃないかと思えますけれども、もし北九州に両方行って、日にちは別々にしても、行った時に良かったよということで両方が手を挙げられたらまずいことになるのではないかと。どちらかが手を引かなければならないですよ。その時になった時にどのような対応を町当局としてはされるのか伺いたいと思えます。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

どちらも賛成賛成と積極的にしていただければ嬉しいことで、それはもちろんきのくにの方に、どちらに行きたいですかということを意思表示してもらえば良いわけでございます。二つしかございませんので、仮に来ると言われればどちらかを、逆に、そういうことで理解してもらわないといけないのかと、大変申しわけないですけども。ですから、そこら辺はわかりません。大楠小学校校区も役員さんだけ行くということですので、行ってこられて地域の方にどう意見になるのか、駄目といわれるのかどうなのかわかりません。ですから、それはもうお願いしている立場でございますので、公募していますので、どちらもいくしかないもんですから。両方とも公募して片方だけしかなかったら、例えば大楠だけで絞っていけるんでしょうけども、どちらも公募しているもんですから、午前中も喋ったとおり学校の広さとか違いますので、ノウハウがありますので、交通の状況とかもあります。総合的に判断してきのくにさんが。議員さんあたりも含めて検討して、もっと早く

しなさいとなれば、早くきのくにさんから説明を受けて、どちらにしたいですかということをするれば良いかと思っております。

○議長（後城一雄君）

5 番議員、口木俊二君。

○5 番（口木俊二君）

きのくに子どもの村学園の理事長が決定するのではなくて、町の方で決定をしていただくのが筋ではないかと思うんですけど、そこら辺は町長はどのように考えていますか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

確かに町がズバッと決めれば良いんですけど、地域の対応とか、いろんなどういいうニュアンスなのかをお互いわかりますよね。そこで判断をして、きのくに子どもの村学園も、どちらに行きたいという意向を出すという一致点を見つけて決めるということで、町が決めないといけないと思います。だから、きのくにが来て 100%でも行くのかではなくて、そこら辺は調整をしながら、今から例えば来た場合に町がどういう援助ができるのかということも考えないといけませんから、総合的に判断をして決めるのは町だと思っています。意思表示はきのくにかどちらが早く、10月までにいきたいということで強い要望がっております。音琴地区でそういう説明でしたので、その辺に、1年以上待ってもらっていますので、できるだけ私も早く決めたいと思っております。そこはどちらが早く決めることではなくて、意見を尊重するのは、きのくにの意見を尊重しながら進めていこうと思っております。

○議長（後城一雄君）

5 番議員、口木俊二君。

○5 番（口木俊二君）

きのくにの理事長さんの方も一生懸命考えておられると思いますけど、ただ、この前、音琴小学校に町長も来られました。その時の対応が、午前中同僚議員が質問をしましたが、教育長と町長の温度差がありすぎるのではと思うんです。教育長は、あの時はお願いしたいということで頭を下げられましたけれども、町長は、まだどちらとも決めていないんだと。どっちに転ぶかわからないというようなことを言われていましたが、町長がやはりしっかりしてもらわないと。そこら辺は、地元からも意見が出ているんですよ。町長がああ言ったから我々も今戸惑っているというところもあって、わからないということで。地元の方は結構前向きに考えておられるんですよ。やはり町長がはっきり、教育長と同じ部署で連携し、横の連携を取りながら話を持っていていただかないと。教育長の言う話と、町長の言う話がやはり違っていたら、それは地元の方も迷いますよ。町長はこんな言っているけれど教育長は前向きに考えておられるということで。そこら辺を執行部と執行部の横のつながりをちゃんと持っていただいて話を先に進めていただかないと、地元の方が困られるんじゃないかなと思っています。両方、さっきも言いましたけれども、両方手を挙げて来てくれ来てくれと言われて、やはり両方迷いますよね。それで大楠に決まった、音琴に決まった。それで外れた地区の方は、ちょっと気まずいところが出てくるのではないかと思うんですけども、町長のお考えをお願いします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

私が悪いとか教育長が悪いとか言われても困るんですけども、確かに教育長は積極的に言われたと思います。私は決めておりません、確かにあの時点で。全くどこにいくか決めておりません。心の中に決めておりますけれども。そういうことで、あの時は教育長が話をしすぎたなということはわかりました。まだ、説明会に行って、大楠小学校も話をしながら、音琴もしながら、それはそういうことはできませんよ。だから、どちらも説明をしなければいけませんよ。徹底的に説明をして、地域の方に理解してもらわなければいけないです。そこなんです。だから、もう音琴の方が好意的だということを知って本当に感謝しますけども、そういう意見があれば理事長がある程度感触を受けられるでしょう。町もわかります、そういう意見があれば。そうしたら、町もそういう気持ちになりますよ、やはり。だから、そこら辺は地域の方の、全員の了解、合意は駄目です。それはできません。ある程度の方が合意していただければ、そこに是非、きのくにというのは、雇用も創出しますし、地域が明るくなります。子どもたちの声が聞こえるという地区が一番最高です。閉校とは逆行になりますけど、こういうまちづくりというのは願ったり叶ったりでございます。是非、進めようと思っております。いろんな意見を聞きながら進めていこうと思っております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

5番議員、口木俊二君。

○5番（口木俊二君）

私は町長が悪いとは言っていないと思います。ただ、しっかりして欲しいと言っただけで、悪いと言っていないと思います。

9月9日に大楠地区で区長さんたちと話を、意見交換会をされていますよね。全地区の区長が集まったのか。集まってどのような話が出たのか。視察のことはわかりましたけれど、他にどのような意見が出たのか伺います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まちづくり課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（松山昭君）

9月9日に旧大楠小学校関連の地区の区長さんにお集まりいただいて、これまでの、7月上旬にもそれぞれ坂本、菅無田で意見交換会をしましたので、そのことの話とその後菅無田地区の中ではきのくにについてのその後説明会を開くとか、学校に見学に行くとかのことについても集会の中で話をさせていただいて、その意見はどうだったかという、そういうその後の状況等をお聞かせいただきたいということがまず1点ございました。そして、その後説明会の可能性等も区長さんに聞きました。その段階で、すぐに懇談会の中で結果はでませんでしたけど、先ほどありましたように、

先ずは地区で見に行く人がいなかったら役員で見に行ってみようというように、9月9日に話をしてみるということで終わりました、その後は月曜日に行くような計画を進めてみたいという返事がありましたので、その旨町長が言ったとおりでございます。

○議長（後城一雄君）

5番議員、口木俊二君。

○5番（口木俊二君）

視察に行きたいということだけで話は終わったんですか。結論は出なかったにしても、たぶんもうちょっと話が出たと思うんですよね、何かしらの形で。ただ視察に行こうかだけではなかったと思うんですけど。もうちょっと詳しく教えて下さい。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まちづくり課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（松山昭君）

特に、大楠の中でも学校周辺の菅無田地区の方に反対というような方が、反対というかよく思っていない部分があるので、学校のことを説明したいという話を、皆さんの中で話しをしました。実際、反対意見等もまだあります。実際、もう一度、役員の方が見てみて、そういうことも伝えながら、再度ご意見を聞いて、誘致についてどうなのかというのを聞くような会がもてればということになっております。

○議長（後城一雄君）

5番議員、口木俊二君。

○5番（口木俊二君）

この前9月3日に、北九州子どもの村学園の先生をお1人招いて、旧音琴小学校区、近隣の方が10名ほど集まっていたいて話をさせていただきました。町長もご存知だと思いますけども、長崎県で長年教鞭をとられた方の赤瀬先生という方で、女性の方がこの前来ておられました。その方に来ていただいて話をされました。やはり、きのくに子どもの村学園の良い所に惹かれて、即決断して私は行ったんだと。まだ定年を残して、3年ほど残して今年の春に行っておられるんです。そういう方達の話聞きながら、真摯に前向きに考えていただいて、リミットといいますか、今年の10月末ぐらいまでにある程度話をしなれば、2年後の開校はないと言われております。ある程度頻りに、足しげく通われて話をしながら持って行っていただかないと、地元の方も待っておられるだろうし、執行部はてきぱきやっていたかかないと、目の前に釣った魚を逃がすような感じになるのではないかなと思っております。町長のお考えをお願いします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

午前中も言いましたとおり、やはり地域住民の方には、大楠であろうと音琴であろうと、いろん

な説明をしなければなりません。公平にしなければなりません。その中で回数を重ねないと。先の議員さんの質問であっていますけど、役場は待ちではいけないと、地域に出向いてすべきではないかという意見、そのとおりなんですよ。だから今、教育長とまちづくり課長に言っているのは、地域に出掛けて、意見をどんどん、怒られてもいいから行きなさいと。意見をどんどん聞きなさいとしているんです。今、ようやくしてくれておりますけども、それを進めないことには私の判断ができないんですよ、どうするかという判断。私も来いと言われては行きます。空いている時は行こうと思っています。ですから、そういう、今議員がおっしゃるように10月末で仮に申請ということでございます。議員さんとも話を、議員さんからももっと急ぎなさいということで言われれば、それはそういう気持ちで、10月に決めなければいけないという方向性で進んでいます。だから、急がなければいけないのは事実です。2年も待たせたら、来ないと言われるかも知れません。是非、このチャンスを逃したらいけませんので、それには説明をして決めないと。何も教えなかった。こっちにしておいて、こっちに替わったではないかと言われれば困るものですから、どちらも等しく説明をすべきだろうと。感動してくれる人はいらっしゃいますよ。しかし、何度も言いますが、自治会が主体でございます。要は学校周辺の住民の方がどう思われるか。うるさいからもう来るなど言われたところもありますけれど、それではまちづくりはできません、はっきり言いまして。そういうわいわいがやがやを逆に理解してもらおう住民の方、そういう方の地域に行かないと子どもたちは不幸せですよ。だから、学校を保っていこうというのが一番基本です。良い子どもを作ろうということですので、それも民間の力を借りてやろうということでございます。良い事業でございますので、是非、前向きに早めて進めてまいろうと思っています。

○議長（後城一雄君）

5番議員、口木俊二君。

○5番（口木俊二君）

そうしたら前向きにといいですか、詰めていることは詰めているんですかね。地域に出向いてお話をしに行こうと。話を聞こうと。今までと違って、そういった予定は組んでいるような形になっているんですかね。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

打合せを再三しておりまして、教育長とまちづくり課長は再三来まして、どうするかということで、とにかく現場に行って説明をなさいということでしてしております。だから、急いでやります。だから、計画とか言われますが、まず地域の方が応じてくれなければどうにもなりません。それは何回も行ったけれども応じてもらえなかったと、賛同できなかったとなれば、それは駄目かも知れません。役員さんがようやく、大楠の方は行こうという気持ちになられたということでございますので、それはそれでいいじゃないですか。だから、地域で話をされて地域が駄目とおっしゃれば駄目なんです。それは遅れたら駄目ですから、10月までなんとかしてこの学校を留ませたいというのが山々です。ですから、早くスピードを上げてやって、そして、この学校が留まってくるのを願っております。したがいまして、教育長とまちづくり課長は、打合せを密にしまして、攻めてどんどんいきなさいと指示しておりますので、いろんな答えが返ってきております。それで良いか

など思っております。

○議長（後城一雄君）

5 番議員、口木俊二君。

○5 番（口木俊二君）

そうしたら、両地区が仲たがいをしないような進め方をやっていただきたいと思っております。

次の質問に入りたいと思います。災害発生時の関係部署の対応ということで、ここ数年集中豪雨が多発しておりますけれども、私も 2 年前にも質問をしましたが、橋げたとか川の両端に危険水位の数値が書いてありません、どこにも。前回の時、町長は検討すると言っておられましたが、検討をされているのか伺います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

たぶんですが、私はそれをやるとは言っていません。できません。これは町の河川ではございません。県の河川です。ですから、それは県の方につながないと、町は勝手には扱えません。見えにくくなっているということは職員も知っておりますので、県の方に伝えていかなければと思っております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

5 番議員、口木俊二君。

○5 番（口木俊二君）

それはわかっております。県の仕事です。検討はされると前回おっしゃいましたので、やはり県の方に足を運んでいただいております。もし、いろいろなものが、朝倉市みたいな感じで、大雨がもしきた時に流木等がひっかかって氾濫したら、江の串川でもやすらぎ橋、鶉渡橋でひっかかったら、もみの木荘がやられますよね。串川でもそうです。千綿川もそうです。ずっと橋がありますけども、彼杵川も大三根橋が、国道 34 号線の橋にひっかかったらあそこら辺は全部浸水してしまいます。ある程度危険水位というのが、線を引いて水位を書いていたかかないと、住民の方もどこまできたら危ないのかということがわからないと思うんです。検討されると言った以上は、県にでも足を運んでいただいております。県の方に実施をしていただくような、考えを持っていただくような話をしていっていただきたいと思っております。今のところそういう考えはあられないのか伺います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

それは県の方には言いますが、全部は無理だと思います、県の方も。今あるところを消えているから書いてくれというのは、役場の横付近の橋はしてくれるかもしれませんが。全てしてくれるかというのはたぶん無理だと思います。これは 37 年の災害で、今 50 年に一度の雨が降ると言われておりますけども、その雨が実際降ったんです。朝倉市とかに降った雨は、東彼杵町と比べたら東彼杵町がずっと上なんです。3 時間 300mm の雨が降ったんです。だから、これで設計をされている橋です。したがって、私はここまで上がることは、とにかくこれは上がったら大変なこと

になるんですけども、その雨はなんとかなると思います。クリアできると思います。ただ、条件が違えば別でしょうけども。だから、そういう意識付けはしていかなければならないですけども、かなり安全になっております。江の串川なんかは全く問題ないと思います。ここは再三災害にあって、とうとう 51 年ぐらいに改良しまして、これが一番、東彼杵町では余裕のある河川でございますので、心配ないかと思っております。ここが一番だったんですけども、全くあれからも災害らしい災害が一度も来ておりません。そういうことで、油断することなく、橋の明示とかはできることからしていこうと思っております。

○議長（後城一雄君）

5 番議員、口木俊二君。

○5 番（口木俊二君）

全部の橋とはいわなくても、やはり重要な橋だけでも進めていっていただきたいと思っております。江の串川の橋は、ほとんどが水面から 2m 前後なんですよ、高さが。やはり大丈夫大丈夫と言っても、もしものことを考えながら進めていかないと、いざという時にしておけばよかったということがないような形でやっていただきたいと思っております。これで私の質問を終わります。

○議長（後城一雄君）

これで 5 番議員、口木俊二君の質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

暫時休憩（午後 2 時 45 分）

再 開（午後 2 時 55 分）

○議長（後城一雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6 番議員、立山裕次君の質問を許します。6 番議員、立山裕次君。

○6 番（立山裕次君）

それでは、登壇しての質問をさせていただきます。

まず最初に、ふるさと応援寄附金の活用についてということで、ここ数年、ふるさと応援寄附金が話題となり、本町でも年々増えている状況です。そこで、ふるさと応援寄附金の使途について、平成 26 年、27 年、28 年の主な事業と金額及びどのような成果、あるいは効果があったのかをお尋ねします。

また、今年度の使途が決まっていれば、事業と金額をお尋ねします。

次に、町内の屋外スポーツ施設の管理状況についてということで、町内には、町所有、県所有の屋外スポーツ施設が数箇所ありますが、その管理等についてお尋ねします。

1、シーサイド公園内の陸上競技場に隣接する屋根付きの休憩所が、立ち入り禁止になり半年以上が経過します。町民の皆様は早く改修が終わるのを待っていらっしゃいますので、現在の状況と今後の予定をお尋ねします。

2、町民グラウンドの B コート（奥の方）横にあるトイレが老朽化し、利用する団体や観客の方から改修する予定等はないかという意見をよく聞きますので、町の考えをお尋ねします。

3、町民グラウンドの土が硬くなり、予期せぬ方向にボールが跳ねたりして危険なことと、以前と比べ水はけが悪くなっているため、土の入れ替えをした方が良いと思うが、町の考えをお尋ねします。

3点目、東彼杵町職員採用後の居住地について。現在、東彼杵町の人口は減少をしています。そのような中で、東彼杵町職員採用試験の受験資格の中に、採用後、町内に在住できる者という項目を追加する考えがないかをお尋ねします。登壇しての質問を終わります。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

立山議員の質問にお答えいたします。ふるさと応援寄附金の活用についてでございます。

これは、応援寄附条例第4条の規定に基づきまして、一旦、東彼杵町ふるさと創生事業基金に繰り入れて、同条例の第2条に規定されております。それは、子どもたちの健全育成及び健康増進に関する事業、自然環境の保全及び緑化に関する事業、3点目が教育文化活動及びスポーツ振興に関する事業、4点目が地域文化の伝承及び育成に関する事業、その他町長がこの条例の目的達成のため必要と認める事業ということで、翌年度以降の該当する事業に当該基金から繰入れをするということで行っております。詳細につきましては、財政管財課長の方から説明をさせます。

2点目の屋外スポーツ施設の管理状況についてでございます。

まず、1点目のシーサイドの方ですけども、ここは本当に休憩所の屋根が、一気にばらばらと落ちてしまえば一番良いのですが、見ていましたらばらばらと落ちているような感じでございます。ですから、県の方も困っているのではないかと考えています。早く、全面的にやり替えてもらうということ。これは半年ぐらい前からばらばら落ちていたみたいなんですけど、県の方には連絡をしております。しておりますけども、なかなかかまってもらえません。たぶんこれは1年以上になると思うんですよね、ロープを張ってから。中体連が1回行ったことありますので、たぶん1年は経過していると思います。これは課長にも言いまして、どうしてしないのかと直接知事に言うからと言いなさいと言っております。直接、県の方に、幹部の方に言おうかと思っております。できないならば新たにやり替えてもらわないと。せっかく付いている休憩所が何年も使えないというのはおかしな話ですので、是非、なんとかしてもらいたいなと思っております。

それから、町民グラウンドのBコート奥、トイレの老朽化ですが、これは本当に、我々もあまり使いませんので、使われる方は苦労されていると思います。したがって、現場を見て、時期を見て、やはり水洗化とかを考えていかなければならないと思っております。管理の行き届いていない面は反省をしたいと思っております。

町民グラウンドですけども、これは長年、1回もたぶん替えていないと思いますので、今、金額的なものを調査をなささいと言っております。何年に1回ぐらい、やり替えが、置き換えが必要なのか。あるいはどういうことで、エアレーションと言いますけども、トラクターみたいなもので耕うんをして、整備をするという方法もできます。いずれも安い方法でできるのか、あるいは本格的に土の入れ替えをしなければいけないのか。暗渠排水までできるかどうか分かりませんが、そこら辺も検討しながら、どういう構造になっているのかをまず調べなければいけません。むやみやたらに、野球グラウンドとソフトグラウンドはたぶん厚さも違っていると思いますので、そこら辺を

充分確認をしながら進めていこうと考えております。

3 点目の東彼杵町職員採用後の居住地ですけれども、本当に、面接ごとに町内に住んでくださいとお願いはしています。これは前紙谷町長時代ぐらいから、採用条件から外されております。法律の関係で、一番基本は憲法でしょうけれども、居住権の自由というのが憲法で保障されていますので、どこに住んでも良いと。町内に住まなくても良いとなっております。しかし、やはり東彼杵町の役場に勤めるわけですから、是非、採用後はなんとか町内に住んでくださいということで、面接の時は言っております。はいそうしますということで良い答えがきますけれども、しばらくしたらどうしても大村とか川棚とか行かれます。中には川棚の職員あたりの例をとりますと、帰らずに東彼杵町にいなければということで町内に居住する職員もおります。ですから、ひとりひとりの心がけで、東彼杵町を想えば町内に居て欲しいと思います。そうしないと、自分たちの町が人口減少で潰れていくわけですから、いくらかでも自分も足しになるような考え方で。町が潰れれば自分たちも働く場所もなくなるわけです。是非、そういう気持ちを持って東彼杵町に留まってもらうということで、採用の条件にはできませんけど、受験資格にはできませんけど、そういうことから取り組んでまいろうと思っております。財政管財課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり財政管財課長。

○財政管財課長（三根貞彦君）

町長に代わりましてお答え申し上げます。まず、各年度の主な事業と金額とのことですが、平成 26 年度は、前年度の寄附実績が 93 万 6000 円となっております。①の子どもたちの健全育成及び健康増進に関する事業として、いこいの広場遊具設置 1026 万円の一部に活用させていただいております。

平成 27 年度は、前年度の寄附金が 867 万 1000 円ございました。④の地域文化の伝承及び育成に関する事業として、明治の民家改修工事 1061 万 8270 円の一部に活用させていただいております。

平成 28 年度は、前年度の寄附実績が 4240 万 4152 円ございました。①子どもたちの健全育成及び健康増進に関する事業として、出産祝金、育児報奨金に 445 万円、全額充てさせていただいております。いこいの広場遊具設置費に 184 万円、これも全額でございます。

それから 3 番目の教育文化スポーツ振興に関する事業といたしまして、町民運動会の開催費に 152 万 7000 円、全額充てさせていただいております。④の地域文化の伝承及び育成に関する事業といたしまして、人形芝居謝礼に 47 万 5000 円、これも全額充てさせていただいております。その他、町長がこの条例の目的達成のため必要と認める事業といたしまして、ICT 光のまち整備委託でございますけど、1068 万 8000 円、これも全額ふるさと納税を使用させていただいております。合計で 3156 万 6000 円の事業に活用しておりますので、一部残金を翌年に繰り越したところでございます。

また、どのような成果あるいは効果があったかというご質問でございますけれども、ただいま申し上げました個々の事業が一般財源を使うことなく実施できたということ。また、その事業により発生しました効果が、寄附金を頂戴いたしました直接的な成果、効果でございます。

また、寄附を通じて東彼杵町の PR ができたこと。返礼品を送ることにより販売者の所得向上につながったと思いますので、それが間接的な効果があったものと考えております。

次に、今年度の使途が決まっていれば、その事業と金額についてのご質問でございますけれど、平成 28 年度の寄附実績は、5699 万 4200 円となっております。本年度寄附金の充当を予定している主な事業でございますけど、予算別でございますけれども、出産祝金、育児報奨金に 1000 万円、国際交流事業委託費に 447 万 5000 円、九州人形芝居フェスタ関連経費に 356 万 6000 円、ロードレース開催経費に 206 万円、ICT 光のまち整備委託費に 672 万 9000 円、まちづくり交付金に 800 万円などの事業に、合計で 13 の事業に 5020 万 9000 円を予定をいたしております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

6 番議員、立山裕次君。

○6 番（立山裕次君）

まず、ふるさと応援寄附金の活用の中で、27 年度、明治の民家の改修工事ということで 1060 万円活用されているということなんですけど、あの時の話でいきますと、県とか国の要人の方といいますか、そういう方をお招きしますという形で改修しますということだったんですけど、今現在はちょっと違っているかなと思っています。そういうことに大事な寄附金を使われたということに関しての町長の今現在の考えをまずお尋ねしていいでしょうか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは、1061 万 8000 円が入っておりますけども、それ以外にまちづくりの県からの補助金が入っていると思います。合わせまして 2000 万円近くたぶん上がっているのではと思います。ですから、作るときは、たぶん今立山議員がおっしゃるのは、東彼杵町の迎賓館みたいにしてということをお願いすると思いますけども、いろんな活用方法がございます。目的外になったら補助金は返さないといけませんので、今は、町民の方あたりがフリーマーケットをすとか、何でも使って良いようにしております。ですから、最終的にはここはふるさと交流センターあたりが、これはうまい具合に用地買収がいて、道の駅の前付近に事務所が構えられたとした時には管理が一体的にできますので、それで有効活用でいろんなアイデアを出しながら活用していこうと思っております。ですから、補助金を掛けてもったいのうございますので、是非、町民の方も、いろんな商売をされている方も、一時的なイベントに使っておられます。とりあえず今は、目的を絞らずに、行政財産ではなく普通財産に替えて、自由に使えるようにしております。若干、方向変更しながら、やがて管理などはふるさと交流センターにお願いしながら、いくらかでも収益が上がるような方向性を求めていこうと思っております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

6 番議員、立山裕次君。

○6 番（立山裕次君）

補助金があつて、2 千何百万円というのは覚えています。ただ、言っているのは、補助金を使って半分は作ったということですね。でも、ふるさと応援寄附金を半分ぐらい使ったということですね。これは、一番下の町長が目的達成のために、それか地域文化の伝承及び育成で使えるお金だと思うんですが、使わなくても良かったんじゃないかなということは今思っているんです。例えば、先ほど町長の行政報告でありましたけど、7 月 27 日、中国の駐長崎総領事さん、劉亜明さんが来町

されました。応接室で結局されているということなんですね。私は、こういう方を明治の民家に呼ばれて、珍しいということで、そのためにわざわざ 2000 万円掛けてされたんだとその当時思っていました。よくよく聞いてみたらこういうお金を使っていらっしゃる。補助金だけではなくて、1000 万円。この 1000 万円は別に使えたのではないかということをお尋ねしているんですけど、それについて町長、どう思われますか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

確かに、基金に名前を付けてやっていけばそういうことになりますけど、いずれにしても 2 千何百万円かかっても、補助金が 1000 万円きて、一般財源を充てなければいけないわけです。一般財源を充てると他の事業はできませんし、あとは知恵を絞りながら、地域文化の伝承とか、あるいは町長が目的達成のため必要と認める事業とかに名を借りてそういうことに充当しないと、寄附された方から批判を浴びます。そういう大義名分は使わないといけませんので、そういうことになっていると思います。どっち道これは一般財源ですので、目的財源ではございません。金額に名前は付けていないんですけど、できるだけ一般財源を他のものを使うようにとっていて、こういう寄附で、もらったものに充てることが優先順位で、そっちが大事かなと思っております。非常に理解されない面があるかもしれませんが、基本、財政は町のお金は使わない。他のお金を使うことが優先としておりますので、こういう結果になったと思います。

○議長（後城一雄君）

6 番議員、立山裕次君。

○6 番（立山裕次君）

最終的に、町長も一般財源ですと言われましたけど、一般財源的に使えるお金だと思うんですよ。一番最後の、その他の目的達成のためということがありますので。例えば、何回も今までずっと出てますけど、例えば給食費とかの一部補助とか、そういうものにも使えるものだったと思うんですよ、こういうものは。そういう時は財源がありませんと、町長、たぶん今まで答弁されたと思うんです。よく見ていたらあるんですよ、意外とあるんですよ。そういうことで、これは、例えばちょっと早まったとか、そういうことを思っておられるのかどうかということでお尋ねしましたけど、たぶん、思っていらっしゃらないと思いますので、次にまいります。

2 番にいきます。シーサイド公園の関係です。町長は、立入り禁止になってから行かれたことはありますよね。何回ぐらい行かれたか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

何回ということはないんですけど、中体連の時に 2 回ぐらい行きました。まさか、ロープを張ってあったものですから、何かなど。どこも壊れていないのに、本当にわかりませんでした、ロープが何のために張ってあるのか。その下で中体連は観ました。そこに入るなどはしてありませんでした。してあったかもしれませんが入ったのでしょね、座っておられましたから。そして、職員からどうしてこうなっているのかと聞いたら、フレームがぼとぼと落ちているということですので、

さほどこれはお金もかからないし、ビスか何かで留めればいいのではないかと思って、どうしてしないのかと不思議に思っておりました。それで担当に聞いたら、作ったメーカーがどこにあるかわからないと県の職員が言っているということで、それはおかしいと。使えないのなら新たに替えてくださいと。休憩室が休憩室になっていないということですから、休む所がないということですので、先ほど言いましたとおり、直接幹部の方に修繕を是非お願いしようかと思っております。

○議長（後城一雄君）

6 番議員、立山裕次君。

○6 番（立山裕次君）

町長がおっしゃるとおり、ロープが張ってあって立入り禁止となっていて、なんでかなと私も 3 月に思ったんですよ。聞いたら、おっしゃるとおり上の屋根の一部が落ちてきているからということで。それでも入っている方がいらっしたんですよ、実際。怪我をしたら誰が、どこが責任を取るのかとなった場合は、どこがとりますか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは、管理は長崎県です。

○議長（後城一雄君）

6 番議員、立山裕次君。

○6 番（立山裕次君）

ということであれば、町長も危ないということはわかっていらっしたということですよ。私、この質問を出した時に、町長のことで、何月にはできますよというスピーディーな回答があるのかなと思っていたんです。でも、今のところ全く予想がつかないという状況なんですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

今度の一般質問で状況がつぶさにわかりましたので、直接、課長にも少し脅してみたいな感じをお願いなさいと県の方に、と言っております。そして、知事に直接要望しますよと言ったら、何も言わなかったということですので、直接、港湾部の方にします。行く機会がありますので。そうしてもらわないと、2 年も 3 年も待ってもどうにもならないです。いつできますということは言えませんが、結果がわかれば立山議員にもお知らせしたいと思っております。

○議長（後城一雄君）

6 番議員、立山裕次君。

○6 番（立山裕次君）

そのようにしていただきたいんですけど、その中でひとつ言ってもらいたいことがあるんですよ。裏に子どもたちが遊ぶ、遊具がある広場はご存知だと思います。そこにベンチがあるんですけど、ベンチが全部で 12 あります。その中で屋根が付いているのが 2 つだけなんです。あとの 10 個は屋根が付いていないんですよ。日差しがそのままあたりますよね。子どもを遊ばせていて、保護者の方、おじいちゃんおばあちゃんが、今この使えない場所、ちょっと高いんです、1m ぐらい。ですので、

遊んでいる子どもがきれいに見えるんです。距離は10mぐらい遠いんですけど、そういう所にそういう方が入れないですよ。夏の暑い時にベンチに座って見ている場合、ものすごく暑いですよ。そういうことがあっているということを伝えて欲しいと。ずっと見ていて、いつもだったら入れるんですよ。入って見れます。日差しがあっても例えば屋根を付けてもらえばいいんですけど、ベンチに。逆に言えば全部。そうされるか、そっちを早急にされるか。そういうことを言ってもらいたいと思っております。あとで説明します。

次に、先ほどの町民グラウンドのBコートの方のトイレの関係に関しては、町長も考えていらっしゃるということで、できる限り早急にして欲しいと思っております。なぜかと言いますと、私はソフトボールをしているんですけど、この前、県の大会がありまして、奥さんとか子どもが応援にきていらっしゃる方がいるんですけど、やはり、東彼杵町のイメージも悪くなりますし、町長が言われるおもてなし、おもてなしの心を出すということで、早急にやってもらいたいと思っております。

このグラウンドにつきましては、30年ぐらい経つと思うんですけど、1回もされていないのですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

教育次長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

グラウンドの舗装ですけど、クレー舗装ということで、平成8年から9年に掛けて現在のグラウンドの舗装ができております。それ以降、簡易的なかき起こし、転圧等の補修はされておりますけれども、全面入れ替えというのは今までに実施をしておりません。約20年経過いたしております。以上です。

○議長（後城一雄君）

6番議員、立山裕次君。

○6番（立山裕次君）

ちなみにグラウンドの整備と言いますか、土の入れ替えと言いますか、例えば教育委員会の方で何年とか何十年に一度とかいうのは決めていらっしゃるのですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

教育次長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

グラウンドの管理基準につきましては、特段ご指摘にありますように、クレー舗装の部分に係る

打ち替えの期日は定めておりません。これは日ごろの管理状況によっても寿命が大きく変わってきます。クレー舗装の下に暗渠排水あたりを施しておりますので、そういったところの機能も充分確認しながら、使用に耐えない場合は全面打ち替えも含めて検討をしていきたいと考えております。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは、ソフトボール、野球、それぞれ土の入れ替えが、怪我があってはなりませんので、基本的な標準の入れ替えの仕様書があると思います。これを調べまして、早急に対応できたら良いかなと思っております。

○議長（後城一雄君）

6番議員、立山裕次君。

○6番（立山裕次君）

危険な状態になっているんですよ、ちなみに。使っている方はわかられると思うんです。普通、野球、ソフトボール、サッカーもひょっとしたら使われるかもしれませんが、できれば、普通、ソフトとか野球をしない時、冬場ですね。ですので、12月ぐらいから3月、2月までの間に、もしよろしければそれまでに検討していただいて、今年の冬にでもやってもらいたいと思っておりますけど、どうですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

年間の予定がありますので、冬場に借用とかがなくて、やれる時期が工期と合えばできます。それとあと、財源があるかということでございますので、いつも怒られますけど、それが前提です。それが、例えばふるさと創生とか、こういう基金を使えば問題ないんですけど、いろんな財源を見つけながら、早ければ早くやりたいですけども、基本、やはり流しあたりを外した一番良い時、秋とかあるんですけども、秋はスポーツが盛んですから、どうしても冬場にならざるを得ないかなと思っております。時期を見て検討してまいりたいと思います。

○議長（後城一雄君）

6番議員、立山裕次君。

○6番（立山裕次君）

財源の話がやはり出たかなと思うんですけど、先ほどのふるさと納税の関係で、3番目の教育文化活動及びスポーツ振興に関する事業があると思うんです。それにも何百万円かずつ、毎年、確か使ってくださいということで来ているのではないかなと思うんです。そういうのは私の中では充分使えるお金かなと思っておりますので、今年の冬にでも先ほど言いましたけど、検討をしてやっていただきたいと思っております。

次にいきます。東彼杵町職員採用後の居住地ということで、法律的にできませんよという話をされたんですけど、波佐見町が今年されているんです。受験資格の中に、原則として採用後に波佐見町に居住することができる者ということを受験資格の中に入れてはいるんですけど、東彼杵町としてはどうしてできないんでしょうか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

総務課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（森隆志君）

先ほど町長の説明にもありましたように、居住の自由というのがあります。そこを敢えて採用するか無視するか、それについては各自治体の裁量かと思うんですけど、特にうちの町としては、町長が説明したように、前町長時代からそれを撤廃したということでもあります。しかしながら、面接の段階ではお願いをしているということで、先ほど立山議員が言われたように、波佐見町は前回やったという経緯がございます。

県下を見ましても 21 市町村の中で、そういうことをしているのが 5 自治体前後あります。しかしながら、ある年はした、次の年はしない、統一した条件ということで毎年毎年している自治体は少ないようです。しかしながら、それが守られているかどうか。ふたを開けた時に、面接の時は確かにこの町に住みますと言ったけれども、実際ふたを開けてみたら住んでいないではないか。理由を聞いたら、そう言わないとあげてもらえないからということですね。そういう事例もあっておりますので、そういうことだったら一緒だなという考えもあります。ただ、三つの要素で、現在住所を有している人とか、今後居住できる方とか、何らかの希望を持てるような採用の条件もあります。そういうことを考えた時にどうしようかという考えはありますけども、現在は、うちの町としては前向きで取り組んではないということでございます。

○議長（後城一雄君）

6 番議員、立山裕次君。

○6 番（立山裕次君）

そういうことは、町長の判断でこれは決めるという解釈でよろしいかと思うんですけど、町長は移住とかの話の中で、働く場所がないというようなことを言われて、移住する方が少ないと。来れないという話をずっとされていますけど、東彼杵町役場というのは、東彼杵町の中ではものすごく大きな会社というか企業です。職場ですよ。そういう所は、毎年大体採用があると思います。大学卒業とか、社会人とかいろいろあると思いますけど、移住される方でそういう方全てとは言いませんけど、例えば一次試験である一定の学力、例えば 1 番、2 番でなくても、100 点満点で 70 点、80 点あれば、二次面接で住みますかというところで、確実にその方は住むと思うんですよ、移住を考えている方は。逆に、今言われているように、二次の面接で騙されたとか、そういう方ではなくて、そういう方が、例えば一次試験で、少しそういう形で門戸を広げて、言い方は悪いかもしれませんが、学力とかが少し劣っていても、役場に入ってから皆さんが育てれば良いと思うんですよ。最初からわかって入る人はいないと思います。そういうことで、一次試験のところからそういう考え方でやってみてたらどうかと思うんですけど、どうでしょうか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

なかなか学力中心主義でございます。一次試験は学力が一定ないと上がってこないものですから、統一試験でやっているものですから、なかなか厳しゅうございます。ただ、今社会人枠ということで昨年、一昨年からやっております、これは定住される方、長崎県内におられる方が来られるので効果はありませんけれども、例えば、県外から限定としてしまえば絶対ここに来ます。それは、県内の方ではなくて県外の方を採用すれば絶対ここに住むんですよ。福岡の方あたりは通うのはないので。そういう方を選ぶという方法はあります。しかし、これは学力でございますので、テストの結果ですので、問題はいかにして教育しかないですね。そこら辺は。あとは面接の時の見極めですね。この人は来てくれるとか。面接の難しさはしみじみ感じております。なかなか70点、80点ぐらいでも合格しますよという募集要項に書けませんし、あくまでもそうならば筆記がなくて面接だけという方法しかできません。そうならば町外の方の、あるいはUターンで来られる方を中心に採用するということになります。今の職員のバランスを見ながら、あまり中途採用ばかりを入れたら集中しますので、その辺を見極めながら進めていこうと、大変難しい問題であります。

○議長（後城一雄君）

6番議員、立山裕次君。

○6番（立山裕次君）

私もとんでもないことかなと自分で思いながら言ったんですけど、さっき言ったのはあくまでも学力重視ではなくて、毎年違いますよね、当然入ってくる方は。去年は100点取った方が入ったかもしれないけど、今年は70点でも1番だったかもしれない。ということは、毎年違いますよね。さっき言ったのは、基準はある程度決めておいてください。決めてしたらどうですかという案です、あくまでも。それよりも、例えば5人いらっしゃったらその中で、例えば、採用があった時に本当に住めますかということで聞いて、この方は移住希望なんだなど。もしあれば、その方を入れたらどうですかという話です。あくまでも。その辺、私のあれが悪かったかもしれません。

例えば、東彼杵町の場合なんですけど、去年、28年度通勤手当がものすごく上がったのではないかと思うんですが、その理由は何でしょうか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

総務課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（森隆志君）

去年から通勤手当が上がったということはございません。前からずっと一緒の単価でございます。2km、4km、6kmという感じで、人勤も国に合わせていますので、そういうことです。

○議長（後城一雄君）

6番議員、立山裕次君。

○6番（立山裕次君）

すみません、質問がまずかったです。通勤手当の総合計が、当初三百何十万円だったと思うんで

すけど、450万円ぐらいに100万円も上がっていたんですよ。増えていたんですよ。それがなぜかなということですよ。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは、嘱託職員がおりまして、この方が町内に住んでいたんですけども、結婚されて長崎の方に行かれたんですよ。通勤手当を出さなくてはいけないことになりまして、それでも30万円近く上がります、1人で。もう1人似たような方がいらっしやいまして、その方は嘱託職員さんですから、子どもさんが出来られてたぶん通勤なんかは駄目です。そこまで町も余裕がありませんので、その辺は、今後は次採用をどうするのかというのは考えていかなければいけないと思っております。

○議長（後城一雄君）

6番議員、立山裕次君。

○6番（立山裕次君）

今のは少しわかりましたけど、上がっている理由は。通勤手当を、町外の方でもらっていらっしやと思うんですよ。そういう方のふるさと納税というのは全員がされていますか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

財政管財課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり財政管財課長。

○財政管財課長（三根貞彦君）

過去の分を調べてきましたけど、平成26年が4人、27年が2人、吉永議員の一般質問がありまして、28年度に私言って回りました。20人中15人が、28年度はふるさと納税をしておりまして。29年度はまだ言って回っておりませんので、今1人ぐらいです。以上です。

○議長（後城一雄君）

6番議員、立山裕次君。

○6番（立山裕次君）

財政管財課長が言って回られているんですか。町長からは。すみませんね。今年も採用試験がありますが、先ほどあったんですが、町内在住ができないと。応募資格に入れられないということであれば、町外に住んでも仕方がないですけど、50歩譲って、ふるさと応援寄附金は必ず東彼杵町にということ面接でずっと言っていらっしやるのかどうか。さっきの話では、町内に住みなさいと言って実際住んでいなかった。でも結局、通勤手当は出されるはずですよ。財源が少ないという町が出しました。何もなかったというのもちょっと考え方がおかしいのではと思いますので、そういうことは言っていらっしやるんですかね、面接の時点で。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

ふるさと納税までは言うておりません。町内に住んでもらうわけですから、ふるさと納税も町内で払うわけですから、税金払っていますので。その関係はございませんので、それは言うておりません。

○議長（後城一雄君）

6 番議員、立山裕次君。

○6 番（立山裕次君）

町内に住んでいないというのがわかった時点では言うていらっしゃるんですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

私が町長になってすぐは、全部私が回りました。19 名おまして、17 名がふるさと納税をしてくれました。当たり前なんです。あとは各課長にお願いをしてやっておりますけども、なかなか手ぬるいでございます。私も普段から目を配りながら、してもらわないといけないと思っています。これは強制できません。逆に反発されます。パワハラといいますか、パワハラということでそういう話になりますので、あまり強く言えないことがあります。そこら辺はさじかげんを見ながら、何回も、前も言いましたとおり、町があつて皆さんの生活費があるわけです。当然、それは考え方を私がしっかり植えつけて、町のために払ってくれということを説得をしなければいけないと思いません。強制的にならないような方法でいけば良いかと思っております。

○議長（後城一雄君）

6 番議員、立山裕次君。

○6 番（立山裕次君）

お金の関係もなんですけど、もう一つ、役場職員の方は町内の自治会に入っていたきたいんですよね。町内在住してもらえれば、たぶん自治会に入ると思うんですよ。出て来る出て来られないはわかりませんが、町外だったら当然入っていらっしゃらないと思います。要するに、役場の窓口だけの関係ではなくて、日ごろから地元で居て、いろんなことに出て来てもらうというのが、いろんな意味で町の職員さんの仕事でもあるかなと思います。変な話ですけど、町外の方でも自治会に入るとするのはできるんですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは、自治法で決まっています。地縁団体ですので、法人はできるかもしれませんが、個人は駄目かもわかりませんね。住所地を有する者となっています。各自治会で決まっていますので、強制できるかわかりません。自治会の中で、特に自治会が認めたものということで可能となっていれば問題ないんでしょうけども、基本、やはり準則。右へ倣えの規則がありますので、たぶん駄目かなと思っております。消防団には入れるそうです。

○議長（後城一雄君）

6 番議員、立山裕次君。

○6 番（立山裕次君）

そういうことで、自治会の関係もあるということ念頭においてもらって、段々少なくなっています、自治会の方も。町営住宅に入っている方でも、入っていらっしやらない方は結構いらっしやるんですよ。私たちなんかは、町営住宅に入っている方は当然入っていらっしやる。自動的に入るのかなと思っていましたけど、違うみたいで。昔もわかりませんが、違うみたいです。やはり自治会の役員さんからもそういうことを言われるんですよ。そういうことを考えて、できれば住んでもらう。あるいは住んでもらわなければふるさと納税をしてもらうとか。何歩か譲ったところで、そういう面接の仕方をお願いをしたいと思っております。これをもちまして私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（後城一雄君）

これで、6番議員、立山裕次君の質問を終わります。

次に8番議員、森敏則君の質問を許します。8番議員、森敏則君。

○8番（森敏則君）

通告書の質問に入る前に、お祝いと激励を一言。9月7日に第71回全国茶品評会において、私共の町の生産者が優秀な成績を上げられた。これをもって、お祝いを申し上げます。また、これに對しまして、この受賞を機にこの町がどう対応するか。しっかりと、私共の言葉で言うとビジネスチャンス、これを逃さないような形の中で町が対応されることを強く、冒頭に激励をさせていただきたいと思っております。

それでは、通告しておりました質問に移らせていただきます。

まず、1点目。広域農道の事故防止対策についてということで質問をさせていただきます。

広域農道において、死亡事故、町内死亡者が発生しました。縦道の町道を横切る広域農道の交差点では、これまで数件の事故が発生していたことは認知されていると思っております。

このようなことから、具体的な事故防止対策として、今後の町長の執るべき行動を問うということで質問しておりますが、今回の一般会計補正予算第2号で、応急工事において250万円計上されています。このような動きもあっておりますが、これも含めまして答弁をお願いいたします。

次に、2番目ですが、「非核・平和東彼杵町」の宣言についてということでありますが、この宣言については私が勘違いしておまして、実は昭和60年、1985年3月5日、宣言されていたんですね。てっきり、インターネットで調べて、この宣言文が載ってなかったものですから、東彼杵町はまだ宣言していないのかなと思っていましたもので、ちょっと題目を変えます。

日本非核宣言自治体協議会の加入と自治体の平和事業の推進について、ということで題目を変えさせていただきますと思っております。

今年も広島、長崎の市長は、平和式典において、永久に核兵器による惨禍を体験することがないようにと、核兵器のない世界を願い平和宣言を読み上げました。

国連加盟国の6割を超える122か国の賛成で、核兵器を使うことも、持つことも、配備することも禁止した「核兵器禁止条約」が採択をされました。これは今年の7月7日でございます。

また、8月の初旬だったと思っておりますが、核を保有する北朝鮮によるグアム島沖への弾道ミサイル発射計画等、また、固体燃料エンジン等の増産体制の指示をしたという報道がありました。

このようなことから、長崎、広島市長はもとより、日本非核宣言自治体協議会の322の自治体とその住民は、核兵器による唯一の戦争被爆国として、国連をはじめ関係諸国と連携を図りながら、

核兵器廃絶と恒久平和の実現に向けて、本気になって先導的な役割を担う姿勢を日本政府(外務省)に求め、要請をしている報道がっております。これは8月23日の新聞だったと思っております。

しかし、日本政府は、今年の3月の交渉会議では「北朝鮮の脅威といった現実の安全保障問題の解決に結びつくとは思えない」と表明しまして、核保有国と歩調を合わせ、会議に出席していない状況でありましたが、ここ先月末から今月の始めまで、8月29日は北朝鮮から発射された弾道ミサイルが日本上空を通過し、襟裳岬沖に落下しました。更に9月3日には、大きな揺れが観測され、6回目の核実験を実施した可能性があると思われる報道があり、その後、北朝鮮の国営テレビは水爆実験を成功させたと発表をしております。これに対して日本政府は、ようやく最近になって、北朝鮮の核装備に対する考え方を脅威とする姿勢が伺えるようになっております。

したがって、本町は被爆県民として、その後の核兵器廃絶と恒久平和活動を推進する「日本非核宣言自治体協議会」、これは昭和59年に設立されまして、核兵器廃絶を求める内容の決議を行った自治体が連携し、戦争の惨状や平和の尊さを伝える事業をするなど、核兵器廃絶と恒久平和の実現を広く呼びかけるための団体と、この団体に加入し平和行動を共にするべきと私は考えておりますが、町長の見解を伺いたいと思っております。以上、登壇での質問を終わり、あとは自席にて行います。

○議長(後城一雄君)

町長。

○町長(渡邊悟君)

森議員の質問にお答えいたします。

まず1点目の広域農道の事故防止対策でございますけども、先ほど議員もおっしゃるとおり、88歳の運転する男性の方が81歳の男性をはねるといいう痛ましい事故が発生いたしました。本当に事故のたびにスピード制限あるいは信号機の設置を常に思っておりますけれど、なかなか進んでおりません。今回の事故は、場所から見まして前方不注意的なところ、あるいは高齢者の、やはり午前中でたような運動能力の低下とかありますけど、そういう面が影響しているのではないかということでは思っております。

広域農道では、平成28年度には5件発生をしております。平成29年に入っても、先ほどの死亡事故を含めまして3件の交通事故が発生しております。なかなか死亡事故というのはなかったんですけども、どうしても、今回は大変なことだと思っております。これが交差点なら、もう少し信号機の設置あたりにもインパクトがあるんですけども、どうしても直線コースでの事故だったものから、事故の現場に立ち会って、先ほど議員がおっしゃるように、今回の補正にすぐ上げております。これは250万円ぐらいかかりますけども、減速マーク、黄色の3連のドットで減速するような話です。それと交差点の明確化の表示、赤色で交差点を四角表示。そんなことをやるように今回お願いいたしております。

それから、宿太ノ浦交差点の交差点明確化の表示を今回するようにいたしております。昨年5月20日にも事故が発生いたしまして、直ちに議長と一緒に川棚警察署の方に要望に行っております。なかなか思うように進んでおりませずに、住民の方もどうして信号機が付かないのかということとされております。どうしても優先順位等がありますので、できるものからですね。例えば赤色点滅式の信号機の設置、これは金もあまりかからないだろうと思っております。こちら辺の要望と

か、少し下げても早急な要望をこれからも強く、長崎県警の方にしなければなりませんので、議長も同席をお願いいたしまして、総務委員長あたりにもお願いしまして、ある程度まとまった意見を持っていけば、なんとかかならないかなという気持ちであります。

2点目でございます。これは先ほど議員がおっしゃるとおり、昭和60年3月25日に議決をされております。ただ、残念ながら言葉が、歴史が変わりまして、世界の恒久平和は人類共通の願望である。然るに米ソ超大国となっております。今、ソ連はありませんので、この文言を変えるような議決をしなければいけないかなと。これをそっくりそのまま使うということは駄目かなと思いますので、もう一回、再度議決をお願いをしなければいけないかなと思っております。若干、文言等が大きくは変わっておりませんが、若干変えた方が良いのかなと思っております。是非、ここは町の方も議会の方にも決議をお願いしたいと考えております。

したがって、日本非核宣言自治体協議会というのは、私はちょうど今加入申し込みがきましたので、申し込みの準備をしております。入ろうとしております。これは毎年、社会党系と共産党系がうちの役場の方に来まして、非核宣言のミニ集会をされます。そこで私も挨拶はします。ちょうど今議員がおっしゃるとおり、日本が核兵器禁止条約、これには批准には参加しませんでした。よく考えてみますと、アメリカの原爆の核の傘、ここに頼っておりますけれど、これはオバマ大統領が昨年広島に来た時に、核兵器なき社会ということで話をしております。現職の総理大臣がそういう話をしているわけですから、当然これはやらなければならないと思っております。これはなかなか国を変えることはできませんけど、地方自治体というのがあります。この地方自治体というのが、やはりこれは住民に直接関係する団体であります。力はあまりありませんけども、いわゆる国の制度改正に向けての砦になります。是非、ほとんどの自治体が入っておりますので、東彼杵町も遅ればせながら、今回の一般質問でこういうことになったわけでございます。是非、国をあげて自治体がこういった立場を貫き通すことが核なき時代へやっていくと思っております。やはり自治の成熟と言いますか、各自自治体が力をつけていけば、法律も憲法も変えることは可能でございます。しっかり、やはり自治体は砦となってすべきではないかと思っております。今回は日本非核宣言自治体協議会は参加ということで答弁とさせていただきます。

○議長（後城一雄君）

8番議員、森敏則君。

○8番（森敏則君）

それでは、始めに広域農道の事故防止対策についての質問をさせていただきます。

先ほど、岡田議員から交通安全対策についてということで提案する質問もあってありましたようですが、今回私は、広域農道を絞った形の中で質問をさせていただきたいと思っております。

町長に伺います。広域農道の交差点、木場の交差点、平似田の交差点、高峰の交差点、そして赤木の交差点、もうひとつ彼杵の方の交差点それぞれありますが、歩いて横断したことがありますか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

すべてあります。歩いていきました。

○議長（後城一雄君）

8 番議員、森敏則君。

○8 番（森敏則君）

歩いて確認をされたということであれば、どのような、自分が渡ってみて横断されたんですよね、どのような印象を受けられましたか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

当然、車がとぼしてくるとか、危険性が高いということは重々わかります。それと、やはり信号機を付けるところは絞っていくべきかなど。例えば、木場地区の交差点は、スタート当時はかなり危険度が高かったですけども、最近はさほどありません。慣れてきました。ですから、こういう感じがしております。あと、一番危険なのが平似田と千綿宿の工業団地の登る所、あの二つが一番厳しゅうございますので、ここは常に見ております。そして、また見やすいように頼んで、草刈りも住民の方にやってもらっています。あれは右折する場合は見えません。ここはボランティアの方、何とかしなければという方がやってくれております。そういう方の協力もあります。ここはオープンカットといいまして、両面カットしての道路でございますので非常に見えにくくございます。だから、今から先も事故があります。本当にこういう死亡事故が交差点であれば完璧にしてくれないかと思うんですが、なかなかそういうことが想定できませんので、やはり今回の死亡事故を機に兜の緒を締めて進めていこうと思っております。

○議長（後城一雄君）

8 番議員、森敏則君。

○8 番（森敏則君）

町長も自分で歩いて横断し、体験したことをお話していただきましたが、実際、私も全ての交差点を歩いて横断してみました。約、早足で6秒から7秒かかります。そうすると、車のスピードが、今走っている車、あそこは制限速度がありませんので60kmが法定速度です。我々は、通常10km未満はスピード違反にかからないということもあるのかどうかわかりませんが、だいたい70km近いスピードで走っている車がほとんどなんです。昨日も、私も実際に走ってみました。そうすると、私の車も70km近くのスピードですが、追い抜いていくんですね、じゃんじゃん2、3台。こういった田舎の高速道路。このような状況になっているのは確かなんですよ。この状況を公安委員会がどこまで把握してされているのか。スピード違反の取り締まりもされているということですが、信号機の設置、あるいは速度制限について、最終的には公安委員会の認可が必要であるということは重々わかっておりますが、果たしてこの公安委員会の人たちが現状を知っているのかという話なんです。現状を捉えて、この信号機はまだ付けなくてもいい、速度制限もしなくてもいいとおっしゃっているのかよくわかりませんが、これはしっかりと形の中で、公安委員会も含め、町長自ら頻りに足を運んで、信号機の設置、それと速度制限、これをまず最初にやるべきではないのかなと思っております。

今回の補正予算の応急工事も確かに効果はあるかもしれませんが、確かに効果はあるかもわかりませんが、まずは信号機設置というのが、一番交差点が危ないというのが、私は極めて一番喫緊にやる課題ではないのかなと思っておりますがいかがですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

公安委員会の認可ではなくて、公安委員会が設置します。速度制限も公安委員会が決めます。町ができるのは重量制限だけです。ですから、あと路面表示は町ができます。これしかできませんけども、何か策を打たなければなりません。町ができることは路面の表示をすることができますので、これはやっております。信号機が一番と思っております。それは当然です。これも5年間言い続けてきておりますけども、全くできません。ですから、これはこういう事故を契機に、一人でも死亡事故をなくすためにも1箇所でもやるべきなんですよ。だから、これは足しげく川棚署に通って、町の要望として、議会からも要望を上げて欲しいと思います。行政も議会も一体となって、そういう死亡事故を機に、今回、スピード違反の実態をよく把握をして、もちろん、県警もパトカーとか白バイとか回っていますので把握しております。我々よりもよく知っております。違反者とか全部検挙なども調べていますので、我々以上にしております。私もしょっちゅう行くわけにはなりませんので、いろんな事故のたびに報告が上がってきます。単なる事故もかなりあります。今回の事故でも、議会の方にも、和解などもまたあとでお願いする事件があるかと思っておりますけども、やはりそういう事故があつておまして、もちろん中には飲酒の事故で自爆とかありますけれど、基本はやはりスピードの出しすぎ、わき見とかそこら辺があります。ただ、交差点で法律を守りさえすれば事故は防げるというのはほとんどなんです。これを言われればどうにもなりません。ですから、それは確かにそうなんですけど、高齢化というのもありますので、そういう面も推し量っていきながら、是非、信号機を一番で推し進めていこうと思っております。以上であります。

○議長（後城一雄君）

8番議員、森敏則君。

○8番（森敏則君）

実は、広域道路がスピードが出るのは、路面が綺麗で走りやすいからなんですよ。今の国道34号線の路面と広域農道の路面は雲泥の差があります。めちゃくちゃ路面が綺麗です。ただ、登り下りはあるにしても、スピードが出る条件は整っています。特に平似田から高峰方面に下る方向の路線では、アクセルを離していても80km出ますよ。離してそのまましていたら。ブレーキ踏まないで速度制限かかりません。それか、あるいはギアをシフトダウンするか。こういった状況があるんですね。したがって、今、時間帯によっては、走ってトレーニングされている人もいますよ。それと、朝の時間帯、工業団地に行く車なんかは相当な車が走っています。あそこを朝の時間帯に渡れとなると、はっきり言って命がけで渡らなければならない状況で、本当に危ない状況になっているのは、これは確かなんです。平似田の交差点は、1本だけ横断歩道が描いてあります。それも山側ではなくて赤木方面の方に横断歩道が描いてあります。それでも危ない。どうやって把握するかというと、タイヤの音がしゃーっといって来るのを聞き分けながら渡らないと。ちょうど渡り終わった頃には大村方面からの車 comes んですよ。これが現実なんです。したがって、速度を落とす。本来なら交差点では徐行しなさいと自動車学校で習ったかもわかりませんが、そういった人たちはおりません。特に長崎ナンバー、佐賀ナンバーの車も結構走っています。日曜日になるとバイクまでばんばん走っています。このような状況であるからこそ、この後事故が多発する。これよりも多

くなる可能性というのが非常に私は心配しております。したがって、今日のような質問をさせていただいております。

例えば、路面に凹凸を付ける。宿太ノ浦線にこぼんこぼんこぼんとかぶみみたいなのが、あれは町長が建設課長の時ではなかったですかね、あれを工事したのは。そういった工事とか、あるいはここは農耕車、低速車が走っていますよという表示。佐賀空港から白石まで通る農面道路があります。あそこには低速車走行中とか、看板がぼこぼこ立っております。ああいった看板を見ると、ひよっとしたら小型耕運機が走っているんじゃないかなというような、そういった想定をしながら運転者も走るんですね。ですから、そういった表示の仕方も少し考えて、今回、緊急工事もすでに計画されておりますが、そういった部分も含めた中での安全対策というのを執るべきではないのかなと思っております。

先ずは、先ほど言いました路面に凹凸をつけるというのはどうなんですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは許可が下りないかもわかりません。宿太ノ浦線という所は、速度が、例えば 20km とか出ますので凹凸ができます。ですから、有料の高速道路とかはできます。お金を取るところで停まらないといけませんから、1回、がたっとなりますので、そこはできますけども、他の所は速度が 50km、60km を想定しています。大きな事故になりますので、それは、凹凸は駄目だと思います。

ですから、できるのは広域農道にしています、赤木の交差点のところ、路面に今回補正でお願いをしています減速マークの黄色の 3 連ドット。黄色でこういうふうな四角に描きますが、3 つあって、それをずっと何メートルかしていくということが可能ですので、それはやろうかと思っております。したがって、宿太ノ浦線の波型のあれはたぶん無理かと思っております。

○議長（後城一雄君）

8 番議員、森敏則君。

○8 番（森敏則君）

確かに、宿から上がった交差点と広域農道の交わる交差点付近は、黄色の波型のレーンが両方描いてあります。でも、時間の経過とともに色が薄れ、それほど効果がなくなっているのではないだろうかという気がするんです。塗装が 5mm ぐらいの厚さでしょうか。それによってごぼごぼとちょっとするぐらいで、そうスピードを落とさなければならぬという意識には、はっきり言って今の状況はそういう状況ではありません。もうすでに磨り減ってしまっているのかわかりませんが、そういった状況です。したがって、本気である交差点を減速させる方法として考えられるのが、先ほど言いました小型耕運機みたいなものがここに走っていますよという表示。あれなんかは非常に効果的ではないかなと思うんですね。横断中とか、あるいは広域農道の側面にも停車している可能性もあるんですね。今回の事故は、あそこに停車した車の陰から人が出て、はねたという話を聞いております。要は、あそこは駐車禁止ではありません。したがって、今回のような事故というのはあり得る話なんです。また、ランニング、走りながら事故に遭う人だって、可能性は非常に高いんですね。今の現状はガードレールに草が覆いかぶさっています。1m、大げさに言ったら 2m ぐらいあるかもわかりませんが、覆いかぶさって中央線を、ちょっと大型車になりますと、はみ出さない

と草に当たってしまうぐらいに草が栄えております。早急にすることは、そういった部分をまず解消しないと。あそこに草が生えていたから前が見えなかったというような話では、道路を管理する町としても、あとから言われたら責任を問われるんじゃないかと思うんですが、現在の草の状況、把握していますか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

私は全く管理しておりません。職員に任せております。通る時に、今気付いているのは、町道宿太ノ浦線は感じておりました、家まで帰る時は。ここはこの前、日曜日になんとか終わりましたけど、上の方の広域農道の方がそんなに栄えているとは思っておりません。あまり気付いておりません。担当課長も管理しておりません。

○議長（後城一雄君）

8番議員、森敏則君。

○8番（森敏則君）

一番栄えているところは高峰側、山手の方のガードレール。これはもう栄えに栄えています。はっきり言って、草払い作業中にはねられる可能性のあるような栄え方ですよ。是非、今日でも帰りがけに現場を見て、危ないと思ったら明日にでも工事を発注してください。そういった状況であるということを確認をしておきます。

もうひとつ、最近シニアカーという高齢者の方が乗っていらっしゃいますよね、あのスピードというのが時速6kmらしいです、最高速度が。人間の早足ぐらいなんです。この人たちが、将来我々も乗るかもわかりませんが、広域農道を横切った場合、これも6秒から7秒かかるんですよ、その程度のスピードだったら。ですから、シニアカーがはねられたという前に、そういった事故が起こる前にこの安全対策というのはやらないと、あの時こんな話もしていたね。しかし、あの時は何もしなかったねというような形にならないように、これは安全対策をとっていただきたいという思いで、今回は安全対策という広域農道に対しての、今回の事故をきっかけに、是非、再認識し、この対策に向けて事故防止に対してはもうひとつ踏み込んだ、今回の250万円の補正予算はこのペイントを付けるということは充分わかりますが、その他にもたくさんあるということを確認していただきたいと、そのように思っております。このあとの答弁は結構です。是非、対策としてそのような対応をしていただくことを希望いたしておきます。

次の質問に移ります。先ほど、非核・平和東彼杵町の宣言についてということですが、これについては文言があまりふさわしくないというような町長の答弁もありましたが、是非、今の時代に合った平和宣言文、私共議会からでもいいんですが、是非、町の方から発信していただいて、我々も賛同し新たな宣言文を、今の時代に対応した宣言文を、是非、ネットにも掲載していただくことを希望しておりますが、今、宣言文がネットに掲載されておりません。これも含めて町長の答弁を求めます。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

やはり昭和 60 年当時の非核、平和の町の宣言を求める決議書案の提出についてということで、これは動議があつてされております。しかし、これは非核、平和の町の宣言ですので、町長部局の方から提示をして、皆さんに決議をしていただくことが一番かなと思っております。一旦、これは既に生きているわけですから、これを取り扱いをどうするのか。この辺を少し、議会の事務局あたりと相談をしながら、法的にどうなるのか。これを生かさなければならぬのか。文字の訂正を議案として上げるものか。これをなくなってしまうというのは、なかなか先輩方がされたせつかくの平和宣言の、決議をされておりますので、これを反故にするわけにはいけませんので、良い方法を選択をしながら進めて行きたいと思っております。

○議長（後城一雄君）

8 番議員、森敏則君。

○8 番（森敏則君）

昭和 60 年に宣言した平和宣言が今通用するかというと、今の北朝鮮を含めた現状を捉えますとちょっとふさわしくないのではないのかなと思っております。したがって、改めて、昭和 60 年の発議をされた宣言文も尊重をされても結構なんです、今の時代に合った宣言文というのを、是非、宣言し、東彼杵町は平和宣言をしているんだということを、長崎県の被爆県民としてやるべきではなかろうかと思っております。再度、答弁をお願いします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これはやはり 60 年に決議をされておりますので、これを重用して、これを変更という形で、既に協議会の団体には登録されておりますので、その当時はこれで良いわけです。しかし、もう一度今の時代に合った宣言をするということで議決をして、これはこういう理由で宣言を変更したんだということを記録に残してした方が、私は一番良いかと思っております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

8 番議員、森敏則君。

○8 番（森敏則君）

ちょっとここで初心に戻って、町長の核に対する考え方をひとつお聞かせいただきたいと思うのですが、いかがですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

核に対する考え方というのは、まさに今、森議員がおっしゃるように非核です、やはり。核があつたらいけません。ですから、これは常に言っております。これは、当然、原子力の発電所とか、今使っている原子力エネルギー、これも 10 万年しなくては原子力は消滅しないという問題になっています。これは大変なことです。だから、原子力発電所のああいふ事故があつて、あるいは東日本大震災があつて、そしてその核をこっちに持ってくるということで、放射能汚染をされたものを持ってくるというのを長崎県で反対したのは私だけです。自慢話ではないんですけど、それを川棚のごみ処理場に持ってくるということで話があつたわけですから、私は頑固として反対しました。

核拡散は絶対してはならないということです。ですから、これは出た瞬間、私は問題なくこういう協議会に入ろうということで、私は別の会議にも入っております。

そういうことで、非核というのは、国が核の傘でどうしても動けないとなれば、さっきも言いましたとおり、地方自治体がしっかり手を組んで、法律あるいは憲法改正を勝手に変えさせることができないような、やはり自治体が砦にならないといけないと思っております。

したがって、核というのは、私はあってはならない、早くこれの処理あたりができるような社会作り、あるいは代替のエネルギーをするのが当たりと思っております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

8 番議員、森敏則君。

○8 番（森敏則君）

今年の東彼杵町の戦没者追悼式でも、中学生が原爆に対しての発表をしていただきました。我々長崎県民は、8月9日は原爆投下の日ということで登校日になっておいて、核に対する考え方というのは、既に子どもの頃からそういった認識が非常に高いレベルで、核に対する考え方というのが高いレベルで受けとめているものだと思っております。では8月15日は何の日だと長崎県民の子どもに聞くと、お盆だと言うそうなんですけど、本当は答えていただきたいかったのは終戦記念日であるという回答をもらいたかったんですけど、やはり、長崎県民は8月9日の原爆投下の日というのが子どもの頃から植えつけられて、核によって人類が減じる。そして、多くの人たちの尊い命が失われるというのが叩き込まれているんです。ですから、今の宣言というのは、今の時代に応じた宣言文を出し、更に町長は今回、日本非核宣言自治体協議会に加入申し込みが来ているということに対して加入するということでもあります。非常にこれは良いことだと思っております。長崎県の自治体21市町村の中で入っていなかったのが、佐世保市と東彼3町と小値賀町が入っていなかったんですね。これが今入っていません。これが現実です。したがって、一番最後にならなくて良かったなと私もちょっとひと安心していただいております。

ちなみに、広島県も100%ではありません。14市9町で、23市町村の中で11市7町。加入率78.26%。おそらく広島も、最終的には全市町村がこの協議会に入ってくるものだと思っております。長崎も先駆けて、広島に勝ち負けはないんですが、やはり後を追わないぐらいの、長崎県も。是非、東彼杵町もその足並みを合わせると。そして、平和行動をとるという構えでやっていけたらなと思っております。

どうしても今の現状をいきますと、近隣の県というのは非常に意識が低いんですね。隣の佐賀県は20市町村ある中でたった2つです。嬉野市と武雄市しか入っていないです、この協議会に。あとは入っていません。熊本県も5、鹿児島県も1、福岡県は15、市町村が60あります。大分県5、宮崎県3、沖縄県はさすがに16あります。全然入っていないのは青森県、ひとつも入っていない。広島の周りもそうなんです。広島は78.26%の加入率なんですが、隣の山口県なんかは2、岡山県3、島根県1、鳥取県1。四国に行きますと愛媛県1、香川県2、高知県8、徳島県3。非常に協議会に対しての認識というか加入率が悪い。したがって、長崎県の今回、町長は加入するとおっしゃいましたが、これ以上言う必要はありませんが、是非、こういった中で平和行動をとるに、恒久平和を願うという形の姿勢をしっかりとした形の中で表明し、今後、戦争のない非核宣言の町、再度宣言し、我々東彼杵町としての姿勢を正して表明というか、そういった形の中で姿勢を表せば

良いのかと思っております。是非、そういった形の中で、町長の方から今回の宣言文を出していただくということで、私どもは待っておりますのでよろしくお願いします。以上で一般質問をこれで終わります。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

先ほどの非核宣言自治体協議会に参加をします。そうしますと、前提としてはこの60年に宣言をしたものがいきっておりますので、これに入ることができます。しかし、町民の方にももっと知らせなければなりません。60年に入ったということで、私、広報をもう一回確認しようと思います。議会として決議をしましたと広報に載っているのかと思ってですね。ほとんど、この中でしたということを知っておられる方は何人おられるかわかりませんが、ほとんどの方が知っておられないのではないかと考えてるんですよ。ですから、もう一度、私も日ソ、アメリカとソ連となっておりますので、これは時代が遅れて、今回町が発議をして、議会で決議をしてもらって、そして晴れて自治体協議会へ入りますということをするために、前語りと宣言文と作って、議決を今議会でお願ひできないかと思っております。よろしくお願いします。

○議長（後城一雄君）

これで8番議員、森敏則君の質問を終わります。

これで、一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。お疲れ様でした。

散 会（午後4時23分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実と相違ないことを証明するため署名する。

議 長 後城 一雄

署名議員 口木 俊二

署名議員 立山 裕次